

会 報

第 166 号

◇エッセー

大学の入口と出口 小樽商科大学長 山田 家正

■諸会議議事要録

理事会

臨時総会

第1常置委員会

第6常置委員会

教員養成特別委員会

大学評価に関する特別委員会

国立大学協会50周年記念行事準備委員会

■資 料

大学審議会「大学院部会における審議の概要—大学院入学者選抜
の改善について—」に対する国立大学協会の意見

教育職員養成審議会「養成と採用・研修との連携の円滑化につ
いて（論点整理）」に対する意見

国立大学協会

平成 11 年 11 月

会 報

平成11年11月 第 166 号

第49巻第 4 号通巻第166号

平成11年11月号

国立大学協会

●エッセー

大学の入口と出口	小樽商科大学長 山田 家正	5
----------	---------------	---

【事業報告】

●諸会議議事要録（平成11年7月～9月）

理 事 会（8.20）		11
独立行政法人化問題について		
その他		
臨 時 総 会（9.13）		14
国立大学と独立行政法人化問題について		
第1常置委員会（7.23）		21
専門委員の委嘱について		
独立行政法人化問題について		
小委員会の設置について		
第1常置委員会（7.29）		26
専門委員の委嘱について		
大学審議会答申等を受けた制度改正について		
独立行政法人化問題について		
第1常置委員会（9.7）		31
独立行政法人化問題について		
第6常置委員会（8.20）		33
予算関連事項について		
教員養成特別委員会（7.23）		34
委員長の選出について		
教育職員養成審議会の新たな時代に向けた教員養成の改善方策に 関する意見聴取について		
今後の審議事項について		
大学評価に関する特別委員会（8.13）		36
大学評価のあり方について		
国立大学協会50周年記念行事準備委員会（7.1）		43
特別寄稿の執筆依頼について		
年表について		

国立大学協会50周年記念行事準備委員会（9.17）	45
---------------------------	----

記念祝賀会について

年表について

諸国会合（平成11年7月～9月末までの開催会議）	48
--------------------------	----

【資料】

大学審議会「大学院部会における審議の概要—大学院入学者選抜の改善について—」に対する国立大学協会の意見	49
---	----

教育職員養成審議会「養成と採用・研修との連携の円滑化について（論点整理）」に対する意見	50
---	----

【その他】

小委員会の設置等	54
----------	----

編集後記

大学の入口と出口

—社会との接点から考える—

小樽商科大学長 山田 家正

国大協の会議に出席する立場になって、すでに8年近い時が過ぎた。いつの時点でも難しい課題の議論を重ねてきたように思うが、今回のような独立行政法人化という国立大学の設置形態に関わる重大な問題に直面して、この8年の間の社会の急激な変化を改めて実感している。我々はその急速な変化に対応しながら、提起された問題を真正面から受けとめ、その時点で最善と信ずる道を歩むしかない。

それにしても今年の夏は全ての環境が何と暑かったことか。9月13日の国大協臨時総会の席上で、どなたかが申されたように、まさに天下分け目の東京・夏の陣であった。国立大学の設置形態の変更はすでに外堀どころか内堀も埋めつくされ、落城目前という状況にある。願わくば、国大協の分裂だけは回避したいというのが現時点での偽らざる心境である。このような大問題を抱えると、地方小規模大学にとっては国大協の存在は誠に大きいことが実感として理解されるからである。

当初、この小文を書くにあたっては法人化については触れない予定であったが、焦眉の急の問題に全く言及しないことは情情的にも抵抗感があり、表題とは直接関係ないことではあるが、私見を若干述べさせて頂く。

多くの国大協の関係者と同様に、私も国立大学の一員として、いまの国立大学が改革をする必要がないとは思っていない。国税で賄う教育機関である以上、国民の負託に応えて改革をすべき点は多々あることは承知しており、その努力は続

けているつもりである。国立大学が自主・自律の気概をもって改革を行うことが可能になるのであれば、そして努力の甲斐があるような内容であれば法人化を頭から否定するつもりはない。

しかし、改めて指摘するまでもなく、今回の国立大学の法人化の提案の仕方は奇妙、拙劣である。中央省庁等改革推進本部で決めたことは、国家機関の一部を法人化しその中に国立大学も含め、それらを通則法で大枠を定めるということである。一方、21世紀の日本の大学のあるべき姿は大学審議会の答申に示され、国立大学の役割も明記されているが、この答申には、「……独立行政法人化をはじめとする国立大学の設置形態の在り方については、これらの改革の進捗状況を見極めつつ、今後さらに長期的な視野に立って検討することが適当である」と記された。この「長期的な視野」の重要性は改めて言うまでもないが、大学審議会の答申に基づく改革に取り組む直前に、法人化が具体的に動き出す背景には、定員削減対応の問題があるにせよ、国としての改革の進め方の歩調が不統一であることを示している。このギャップが現場に必要以上の混乱と疑心を引き起こす要因になっていることを指摘しておきたい。換言すれば、教育改革の観点から十分に国民のコンセンサスを得ながら法人化を進めるというのであれば筋の通った議論ができようが、行財政改革の観点のみから国立大学の設置形態を変えるという動きが先行しつつあり、そうしたある事態が混乱に拍車をかけているのである。時すでに遅しの感もあるが、中央省庁等改革推進本部と大学の間にある文部省は、教育は国家の将来の基本であるとの観点から腰の据わった、そして筋の通った議論を展開して欲しいものである。国大協の姿勢も同様でなければなるまい。

さらに、今後何十年にも亘って日本の人材育成のみならず日本の将来そのものにも影響を及ぼす問題である以上、提案する側は国民が広範な議論ができるように懇切丁寧な説明をする必要がある。すなわち、法律上の説明のみならず、法人化になった時の大学の将来像、現状からみたプラス面とマイナス面、教育への影響、授業料など庶民に与える影響などについて想定される情報を提供する責任があると思う。

私の知る限り、大学関係者以外では独立行政法人の何たるかを知っている人は殆どいない。また、日本の教育投資がGDP比で先進国中最低のランクにあることも殆ど知られていない。子供の教育には狂奔する親達も高等教育機関の実情については殆ど理解していない。親達の関心事は入学と授業料と就職であって、大学の設置形態や教育内容等については無関心なのかもしれない。高い志をもって国家の将来を考える若者たちをどのようにして育てるかを我々はもう一度真剣に考え直す時機にきていると思う。

さて、本題に入ろう。私がここで申し上げたいことは、社会との接点における大学の入口と出口の問題である。入口の問題とは、社会経験者の扱いのことである。現在、各大学ではインターンシップが実施されているか、あるいは検討中と思われる。このことが示すように、実社会での経験は誠に貴重であり、社会人入学者の勉学意欲が極めて高いことは周知の事実である。そこで、もう一步進めて、現行の社会人入学制度の改善と大学入学者が社会経験を積みやすい環境をもう少し整えることができないか、という点について考えてみたい。

正直に言えば、私の気持の中には高卒後1年くらい社会の空気に触れた後に目的意識をもって大学入学を志すというようなことがあっても良いのではないかという思いがある。しかし、高卒後全員に社会経験をさせることはやはり非現実的であろう。

私が勤務する大学では、大学院や夜間主コースには社会人入学の制度があるが、学部の夜間主コースでは、他大学の場合と同様に、その制度目的にそぐわない結果にならないようにとの配慮から、就業中であるとか、年齢や社会経験年数などについての出願資格上の制約がある。つまり、高卒後数年間は、もし大学で学びたいと思っても、一般入試を受験する以外に道はなく、やはり不利となろう。改善されてきたとは言え、一度社会に出てしまうと、大学に入学しにくい環境はまだ存在している。社会人入試の中で工夫ができればよいが、下手をすれば浪人救済になってしまう惧れがある。

そこで、考えられる方法の一つは高校の成績評価と社会経験の評価を正当に行うことであるが、それにはAO入試など時間と労力をかけて評価する仕組みが必要となる。AO入試の体制を確立するためには、1名や2名程度の専門教職員では不可能であり、さりとて小規模大学ではそのために割く人的余裕はなく、別な仕組みを考えなければならない。また、将来、仮に大学入試センター試験が大学入学資格試験として機能するようになり、合格した後数年程度は大学入学の権利を有するということになれば、入学前の社会経験は容易になろう。要は、もう少し目的意識をもって大学入学を志す人達に対応する環境を大学側が整備する必要があると考えている。

さらに、入口の問題とは異なるが、普通に受験し入学した上で休学して社会経験をすることも容易にしたい。休学とか退学が、人生のマイナス点となるようなレッテルの貼り方があってはならない。これは学生本人の意識の問題であるが、大学側がその意識を尊重し、その社会経験を正當に評価することができれば、インターンシップと同様に扱うことができよう。休学中の活動を単位化することは不可能であろうが、マイナス面ばかりを捉えるのではなく、学生の目的意識を生かす制度を追求することが必要である。単位累積加算の方法もあり、勉学を一時中止し、また大学に復帰するというようなことが普遍的になれば、多様な年齢層と多様な経験や価値観をもった学生達がキャンパスに溢れて活気が出てくるのではないかと思う。

このような考えの背景には、最近、経済状態の悪化から、あるいは親の病気などによって勉学が続けられないという理由で休・退学、あるいは授業料滞納で除籍になってしまう学生が増加しているという見過ごせない事実があることを付け加えておきたい。

次の問題は出口であるが、就職のあり方についての私見である。現在の3年次の終わり頃から始まる就職活動は、すでに指摘されているように、4年次教育の破壊につながる。必ずしもそうではないという話も聞くが、学生不在でゼミが成立しない時期があるというのが多くの教官達の声である。そこで、私は学位記(卒業証書)が与えられてから就職活動を開始できるように企業側に協力を求めることを提案したい。私の勤務する大学では例年一流企業から就職内定を貰いながら、

単位不足で卒業できない者が数名でてしまう。企業側にとっても迷惑な話であるし、大学側も企業にお詫び旁々挨拶にまわるという余計な仕事が増える。このような無駄は制度的な欠陥を放置しているところから生ずる。時間と経費からみて日本全体で壮大な浪費をしていると言わざるをえない。9月卒業や通年雇用が普遍的になりつつある現在、半年くらいの就職活動期間のブランクがあっても差支えなかろう。学生もそのつもりで貯金をしておけばよい。

この出口の提案は社会の理解と企業等の協力がなければ成立しない。また、当然のことながら大学側も足並みを揃えなければ成立しない。しかし、少し長い目でみれば、社会にとっても学生にとっても、そして大学にとっても間違いなく利益につながることであると思う。学内の改革と同時に、社会に対して毅然とした姿勢でこのような主張をすることも国大協の役割の一つであると思うが如何だろうか。

事業報告

／諸会議議事要録／

理 事 会

日 時 平成11年8月20日（金） 10：00～12：15

場 所 学士会分館（本郷）6号室

出席者 蓮實会長

中嶋、長尾各副会長

丹保、山田、阿部、北原、磯野、内藤、石、岡田、佐藤、松尾、岸本、西塚、

廣中、齋藤、近藤、江口、二神各理事

佐藤（第3）、梶井（第4）、鈴木（第6）各常置委員会委員長

兵藤、板垣各監事

蓮實会長主宰のもとに開会。

会長から、本日は、ご多忙のところご出席をいただき、厚くお礼を申し上げる。ついては、本日の理事会（臨時）を、急遽、開催することになった経過及び独立行政法人化問題等について、一通り説明をしたのちに、ご審議願う形で議事を進めていきたい旨述べられ、議事に入った。

1. 独立行政法人化問題について

会長から、次のように述べられた。

今日の国立大学をとりまく状況の中で、この問題は刻々と変化しており、その動きも活発化して来ている。これらの動きも見据えつつ、近い時期に本日の主題と同様な臨時の国大協総会を開催したいと考えている。そもそも、このことに至った経緯は、本年7月上旬頃から、文部省に、この問題に対する様々な動きが出てきたことである。

その前触れとして、6月の文部省主催による国立大学長懇談会で文部省と意見交換があり、その際、同省側から、この問題については文部

省に考えさせていただきたいとの説明があった。その後、文部省において種々検討がされているようであるが、それとは別に、私の個人的な立場で、今後、どのような形態で、国立大学を考えていくかということについて、何人かの方々とも意見交換を行った。それとあいまって、その後の文部省の動きも注視していたところ、本年7月半ばの定例の7国立大学長懇談会が開催された際に、文部省関係者も出席され、その席で文部省が考えている独立行政法人化への姿勢というものが話されたわけである。しかし、私達としては、これは国立大学全体の問題であり、この席で話されても困るので、現在、国大協の中でこの問題を所掌している第1常置委員会に説明願いたい旨申し上げた。それを受けて、去る7月23日開催の第1常置委員会に佐々木高等教育局長の出席をいただき、文部省の考えている姿勢をお示しいただいた次第である。その後、文部大臣のもとに有識者による懇談会のようなものが設置される話を耳にした。

その正式名称は「今後の国立大学等の在り方に関する懇談会」（以下「懇談会」という。）と

いう、文部大臣の私的諮問機関で、同メンバーについても判明した。

さらに懇談会が8月10日、8月19日、及び8月30日に開催されるとの情報も得た。また、9月1日には全国立大学長を招集して、文部大臣から話があるとの事務的な問い合わせがあったと聞いている。この話を聞いた時に、この9月1日時点では、第1常置委員会及び独立行政法人化問題に関する検討小委員会（以下「検討小委員会」という。）が検討しているこの問題について、まだ、結論が出ていない段階であり、また、諸々の状況も踏まえて、それはあまりにも早急すぎるのではないかということを経験的に文部省へ伝えた。

これと並行して、先の懇談会メンバーのうち、コンタクト可能な数名の先生方にもお会いするなどして国大協におけるこの問題に対する検討状況等をご説明し、ある程度のご理解をいただけたのではないかと考えている。

このような経緯もあって、現在、第1常置委員会及び検討小委員会にこの問題を検討願っているところであるが、9月7日に、ほぼ、まとまると聞いている。

このまとまった原案をもとに臨時の総会を開き、これをご審議いただきたいと考え、両副会長とも相談のうえ、本日、臨時の理事会を開催することにした。

次いで、阿部委員長から、次のように述べられた。

6月の総会で「独立行政法人化問題」については、第1常置委員会が担当することで了承されたわけであるが、それ以前に、会長の私的な検討会として松尾委員会が設けられ検討されてきた経緯がある。それを土台に、さらに本委員会で検討を進めているところで、現在のところ

何も結論めいたものは出ていない。しかも、この問題には多様な難しい面があり、専門家の方々にも加わっていただき、検討小委員会委員以外に本委員会メンバーも含めた拡大小委員会形式で検討を進めているところである。

また、昨日（8月19日）開催された懇談会に出席要請があり、会長とも相談のうえ、国大協第1常置委員会委員長として出席し、本委員会の検討状況について説明申し上げた。

その主な内容は、今までの本委員会としての検討経過を軸に説明し、9月7日を目処に、そのまとめをする方向で考えている旨申し上げた。そのあと、質疑応答も行われたが、その際は、個人的立場で、若干の私見も交え述べさせていただいた。この内容については、文部省から、既に各学長に送付された「今後の国立大学等の在り方に関する懇談会の概要」をご覧いただきたい。

次いで、会長から、ただ今、阿部委員長から話のあった懇談会は、当初、8月10日、8月19日及び8月30日の3回を開催することになっていたが、去る8月12日の段階で、文部省から正式に会長へ連絡があり、この懇談会はさらに審議を要することから9月上旬に2回行い、9月16日を最後として、9月20日に各国立大学長にお集まりいただき文部省の考えを説明したいとの話であった。従って、9月1日の件はなくなり、9月20日に延期になったということである。この間の変更事情は聞いてないが、推察するに国大協の検討状況も見据えての延期ではないかと思われる。については、現在検討が進められている検討小委員会の松尾委員長から、経緯等も含め、その検討状況について、かいつまんでご説明願いたい。

引き続き、松尾委員長から、検討小委員会

の検討状況について、次のように説明があった。

当初の松尾レポートは、あくまで非公式なもので蓮實会長個人にお出ししたものであることをご承知おきたい。その後、たまたま第1常置委員会の構成委員の私も加わることで、7月23日開催の同委員会で、独立行政法人化問題に係る今後の進め方等について検討された際、本委員会の下に検討小委員会を設置することが、了承され、それを受けて、私が同委員長を引き受けるとともに、小委員会委員の人選についてもご一任いただき、専門的立場の方々にも参加願ひ、委員長も含む総勢4名の体制で発足することになった。さらに7月29日開催の第1常置委員会で、この問題に関する検討小委員会としての今後の進め方について審議願った結果、拡大小委員会形式とし、審議内容等については非公開で進めることにした。

なお、検討小委員会の日程としては、既に8月4日に第1回目を開催したが、その後は、8月20日、8月25日及び9月7日を予定している。

時間的なこともあり、でき得れば8月25日には、ほぼ、仕上げの状態にし、9月7日の拡大小委員会では微調整で済む形で、それを最終的にまとめたうえ、同日午後開催の第1常置委員会の阿部委員長へ、その検討結果の報告原案をお渡ししたい。

その後は、第1常置委員会でご審議願うことになるが、審議の結果、修正等があれば、直ちに訂正のうえ、当日ないし翌日には、阿部委員長から会長に報告できるような形で進めたいと考えている。

また、レポート作成の基本的スタンスとしては、先の松尾レポートをベースに作業を進めることになるが、それをもう少し強く打ち出す形で考えている。すなわち、会長から言われたよ

うに、今日の国立大学をとりまく状況の中で、特に、独立行政法人化へ向けての急激な動きに対し、基本的には反対という姿勢を持ちつつ、しかし、社会の動向や諸般の状況等も見据えながら、何もせずに待つという姿勢ではなく、万一、独立行政法人化があり得る場合に、適切かつ遅滞なく、それに対応し得るような諸要件をどのように備えて置けばよいかを念頭にいったスタンスで検討している。

従って、検討小委員会及び第1常置委員会で検討されたものが、何らかの新しい方針を文部省が打ち出す前に、我々としての検討結果が十分に配慮されることを思料し、急ぎ、作業を進めている状況にある。

以上のような説明があったのち、活発な意見交換が行われた。

最後に会長から、次のように述べられ、了承された。

この独立行政法人化問題に関し、全く楽観できない状況の中で、先ほど松尾検討小委員会委員長から説明があったとおり、万一の場合に備え、同検討小委員会及び第1常置委員会で綿密に検討された結果をいただいたうえ、私達の今後の行く末等を見極める検討資料ないしは判断材料として活用するのも一つの方策ではないかと思う。従って、この中間的な報告が出た段階で、早速、各大学長へこれをお送りし、早い時期に、全大学長にお集まりいただき検討会のようなものを開きたいと考えている。ついては、今後の大きな政治情勢等の動きによっては、中止もあり得ることを含めて、9月13日(月)13時30分から臨時総会を開催することにしたい。

2. その他

鈴木第6常置委員会委員長から、予算関連事

項に関し、次のように報告があった。

文部省では、平成12年度から、教官当積算校費等を改善する意向であり、本日の午後2時から第6常置委員会を開催し、合田課長はじめ文部省担当官のご出席もいただき、改善点等について説明を伺うことになっている。

なお、今お配りしたものは、委員長として、今までに得た情報をもとに作成した資料「教官当積算校費等の改善について」であるが、これを参照いただきながら説明したい旨、述べられたのち、同資料にもとづき説明があった。

以上をもって本日の議事を終了した。

臨時総会

日 時 平成11年9月13日(月) 13:30~16:25

場 所 学士会館(神田)210号室

出席者 各国立大学長

(オブザーバー) 西田篤弘宇宙科学研究所長

議事に先立ち会長から、今回臨時総会を招集するに至った経緯について、次のように説明があった。

前回総会において国立大学の独立行政法人化(以下「独法化」という)問題について第1常置委員会に検討を付託したが、その後7月下旬頃から事態が急に動き始めた。

文部省から、第1常置委員会においてかなり緊急度の高い話があり、また、8月に入って直ぐ文部省に有識者懇談会(「今後の国立大学等の在り方に関する懇談会」)がつくられ、独法化問題について9月の早い段階で結論を出すのではないかということを伝聞した。さらに、この前後、一部の大学が独法化を受け入れたとか、東京大学が独立行政法人を条件付きで容認したかのような報道がなされている。

そこで、臨時の理事会を開催し、この間の状況を説明し対応を協議した結果、独法化問題についての第1常置委員会におけるこれまでの検討を「中間報告」の形で提示していただき、全大学の学長が集まってこれを討議するのがよいということになったため、本日の会議を設定した次第である。

以上のように述べられたのち、引続き会長から、前回総会以後学長に就任された村山紀昭北海道教育大学長(平成11年8月27日付)の紹介及び原田広島大学長に代り出席の生和秀敏副学長の紹介があり、また、大学共同利用機関の代表としてオブザーバー出席の西田篤弘宇宙科学研究所長の紹介があった。

〔議 事〕

◎ 国立大学と独立行政法人化問題について

会長から、第1常置委員会の報告を中心に議論を進めたい旨述べられ、ついで阿部第1常置委員会委員長から、同委員会における独法化問題についての検討の経緯について、次のように説明があった。

第1常置委員会では、独法化問題について、平成9年11月総会における独法化反対表明を前提にして、松尾名古屋大学長を委員長に小委員会(「独立行政法人化問題に関する検討小委員会」)を設けて検討を進めてきた。その小委員会の検討結果が9月7日開催の本委員会に報告され、本委員会でこれを改めて審議のうえ取りまとめたのが、配付の『国立大学と独立行政法人

化問題について』（中間報告）である。

本委員会の審議の中では、大学の教育研究の理念について明確に書いておくべきではないかとの意見も出されたが、時間的な関係もあって、今回のレポートでは理念については正面から論じた書き方はしていない。検討結果の内容については松尾小委員会委員長から説明いただきたいが、この報告の根幹は、4頁に記されているとおり、大学に独立行政法人通則法（以下「通則法」という）をそのまま適用することは極めて不適切であるということにある。そうではあるが、今の独法化の動きに対し対応を考えておかなければならないということから、仮に独法化した場合として、その要件や問題点を挙げて縷々記し、レポートをまとめた。

ついで、松尾小委員会委員長から、小委員会における報告の取りまとめに関し次のように述べられた。

小委員会が独法化問題を検討するについてとった姿勢は、独法化には反対であり性急な国立大学の独法化の動きに対して強い疑念と憂慮の念を抱いていること、独法化が急速に現実味を帯びつつある現状を看過できず、万一の場合に遅滞なく対応できるよう検討しておくというものであり、松尾レポートのときと基本的スタンスは変っていない。ただ松尾レポートは、どちらかというと受身の姿勢で、かつ概念的にまとめられているのに対し、今回の報告書では、独法化の問題点への対応の方法等を積極的な姿勢で、しかも具体的に提示するようにした。

小委員会は、常に拡大小委員会の形式をとり、その都度多くの本委員会委員の出席を得て、8月に3回、9月に1回の計4回開催した。検討を何故急いだかは、この問題についての文部省その他の政府機関による検討に対し、大学が先

んじて意見発信をしなければ意味がなくなると判断したからである。それで、通則法は、教育研究機関としての大学にこれを適用することはなじまないの、別に“大学独立行政法人特例法”といった特例を定める立法が必要であるということを打ち出している。そのうえで、しかしながら万一独法化の方向にいくなら、個別法、政令、省令等書き込まれなければならない事項は何かということ全体の中に入れて書いた。

以上のように述べられ、引続き報告の内容について順を追って説明があった。

ついで、次のような質疑応答及び意見交換があった。

○ 独法化問題に対する国大協の現時点での基本的スタンスは、反対の姿勢を堅持するということと、第1常置委員会の「中間報告」は、仮に独法化を考えた場合の、大学の特性に即した条件を示したものと受け止めたい。

「中間報告」を踏まえて今後国大協として「最終報告」へ向けた詰めの手順はどのように考えられているか。また、内容上さらに詰める点をどこか。

本日の臨時総会は、あくまでも「中間報告」についての意見交換と討議の場と理解してよい。最終的に国大協として態度表明することになるのか、その手続、時期はいつか。9月20日の文部省招集の学長会議に示されるであろう独法化についての文部省の方針との調整をどのように進められるのか。

「中間報告」の“国立大学法人法”というのは、通則法修正型の範疇か、通則法の適用除外型か。また、会計基準について、企業会計原則適用の弾力的取扱い、財務諸表作成上の特殊性・多様性についての第1常置委員会

での議論、さらに監査制度についての議論はどうであったか。

- 平成9年11月以来、独法化反対という国大協のスタンスは変わっていない。各大学での検討の機会ということについては、この「中間報告」を資料として各大学で検討いただきたい。次回総会、あるいは事態の進展によっては再度臨時の総会を開き検討することもありうると思う。また、文部省との調整ということだが、9月20日の学長会議で文部省から提示される独法化についての考え方については、第1常置委員会の「中間報告」、及びそれ以前の松尾レポートを踏まえたものになるのではないかと思っている。
- “国立大学法人法”も、“独立行政法人特例法”も通則法の修正型であると考え。いずれも通則法そのものの適用は除外しない。会計のことについては、議論が進行中でもあり、敢えて限定的な書き方は避けている。
- 「中間報告」では、わが国発展の原動力となる人材養成、学術研究の広い裾野の形成、地域社会をはじめとする社会貢献等に戦後50年、国立大学が重要な役割を担ってきたということはきっちり主張すべきと思う。確かに、社会的経済的構造の変化に大学が自主的に対応する努力が不足し、また、画一化の方向をめざしてきたことなどへの反省があり、そういう点で各大学とも個性化、活性化の方向で改革をしていこうとしており、これからの国際的な学術研究の発展にどう繋げていくのか、人的資源の能力開発にどう繋げていくのかということを出発点に我々は考えているということを、外に発信していくことが大事と思う。それがないと、設置形態の議論はまずい方向にいくのではないか。

- 学内で出された意見として、どういう設置形態になっても、今までと同じ勤務状況ができるようになってほしいというのが一つ。「中間報告」については、①1頁の「効率」ということを大学で議論することは適当でないと読み取れる記述があるが、学問分野にもよろうが工学などでは研究効率は軽視されるべきではない。②7頁の《大学運営の効率性》のところで、「大学が長期展望の下で云々……」とあるが、今まで通りの学部自治を維持しつつ長期展望を立てるにはよほどの努力をしないと難しい、③8頁の《国立大学法人の運営組織》のところで、「経営機能と教学機能を一体にする」とあるが、常に見直しを必要とする経営と、長い視点で考えなければならない教学とを一体化することはできるのか、④9頁の「国立大学法人の運営組織図」について、運営諮問会議は大学経営について短期的な評価を行う役割として位置づけてはどうか、また、監事について、組織図の中の位置として運営会議の中に入れるのはどうか、企業であれば監査役の重役会議の中に入ることになっているが、もう少し明確にならないか、といった意見が出された。
- 「中間報告」には、この報告の結論としての「まとめ」がないが、これには何か理由があるのか。
- 本来であれば、理念についても論じられ、また、まとめが整理されているような形が望ましいということは、その通りと思うが、これを公表したのちのプラス・マイナスの要素ということも考えて、このような形の「中間報告」にさせていただいた。
- 教学機能・経営機能を一致させる意見は重要な点に触れていると思う。この報告書では

この辺が主眼となっているかと思うが、このあたりはどう考えるか。

- 教学機能と経営機能の一致は問題になったところである。たとえば、米国の優れた大学のハーバードにしる、プリンストンにしる、MITにしても、経営と教学は分離されているのではないかという意見がある。しかし、いずれの大学も桁違いに大きなファンドを持っている。そうした盤石な経営基盤があるからこそ相対立するような理念を両立させている。そういうことを念頭におくと、国立大学を仮に法人化するならば、経営のファンド、ノーハウ等を培っていくためには相当な時間とエネルギーを要する。そして、経営の部分を主務官庁が強引にもっていこうとすれば、大学は壊滅してしまうおそれがある。そうならないよう、ともかく、経営機能と教学機能を一体化することを主張している。法人＝大学という姿勢で報告を書いた。

- 報告書は、通則法に対して極めて否定的なスタンスに立ち、運営組織のところも、今の国立大学の長所と考えられる面をできるだけ継続して移行させることに重点を置くべきではないかということから経営と教学を一体に考えている。一般論として経営と教学がそれほど容易に一体になるとは思っていない。

- 独法化反対の看板は降ろさないが、独法化問題について各大学で検討せよというのは、学内でいま一つ説明しにくい。これを積極的に受ける方向で、各大学に持ち帰り、議論せよというのが基本的なスタンスか。

また、仮に独法化されたとき、学長の任務として最も要求されるのは経営マインドだと思う。教職員の人員、勤務時間、給与体系等々に自由度が出てくるとなると、職員組合との

関係も今ある学長交渉とは違ってくると思うが、その点で何か議論はあったか。

- 職員組合との関わりというところまでは十分検討していない。ただ、法人化して一般職員の勤務の士気を低下させないためにはどうするかは議論した。たとえば、国立大学の職員で途中で法人化された場合には、その時点で従来のような人事の異動ができなくなるわけで、それは職務遂行の士気に関わる。そのため、考えられたのが連合組織の設置である。それについて、すべての大学法人の上に一つ置くか、地域ごとに置くか、あるいは別の何らかの観点のもとに設定するグループごとに置くか、の3つの選択肢を提案した。

- この9月20日には、学長会議で独法化についての文部省の考え方が示されることになっているし、21日には自民党の総裁選挙があり、ますます政府・与党の内部でこの問題のせめぎ合いが熾烈になろう。それに対し、国大協としてどう対応していくのか。

- 予定される20日の学長会議では、独法化について、文部省から厳しいものが出されるとは考えていない。国大協としては、今はある態度を堅持すべきと思っている。それは何かと言えば、厳しい定員削減を承知の上で国立大学のままでありたいという考えの学長も、独法化を受け入れてもよいと言われている学長もいるが、少なくとも通則法をそのまま適用した形でよかろうという考えの学長は殆どいないと思っている。そこをここで確認したい。

- 通則法は国立大学に適合しない。もしこれを適用するなら、学問は破壊するということでは学長方の認識は一致していると言っているのではない。一方、新聞報道などでは、

国大協は独法化に対し条件闘争に入ったのではないかという言い方がされている。聞くところでは、ある代議士は、独立法人になれば、大学としての自由裁量が拡大するのに、どうしてこれを受け入れられないのか、と言っているという。また、学内の教官の間には、独法化が既定の路線であるかのような見方が広がりつつある。そういう状況を考えると、国大協の考え方を明確に社会に向けて示して理解を得ることに努めることが大事だと思う。そのため、会長が記者会見することと、全国紙へ意見広告を掲載することを提案したい。

- 「中間報告」は、どちらかというと要望書的な意味合いが強い印象をうけた。あくまでも独法化に反対であるという立場の中で、国大協としての意見を明確な形で書いていただきたい。
- 9月1日に九州地区学長懇談会を開催し、独法化問題について意見交換した。そこで、概ね合意を得たことは、○通則法の下における国立大学の独法化は多くの問題があり馴染まない。このことについて国民の理解が得られるよう社会に緊急に表明する必要がある。その際、国立大学の存在意義を強くアピールする。○国立大学の設置形態については、大学の自主性を尊重しつつ、大学改革の一環として慎重に検討すべきであり、そのうえで中央省庁等改革推進本部の決定に従い、平成15年までに結論を得る。○今後、我が国の高等教育の将来像、あるべき姿を検討するに際しては、文部省と国大協との密な討議の場を持つことを要望する、というものであった。
- 「中間報告」を踏まえて、さらに細部の検討を行うのか。独立行政法人の職員は国家公務員型が望ましい(11頁)とあるが、教官に

ついては国家公務員型ではないのか。それから、たとえば、現在国立大学附属病院の看護婦数は極めて少なく、これを改善したいが、独法化して国家公務員型の職員を増やすことは可能なのであろうか。また、特別会計制度の維持を謳っている(15頁)が、一般会計からの繰り入れが減れば、その分授業料や病院収入で確保せざるをえないであろうが、病院収入を上げようとしても人員を増やせない、それも難しい。それから、高等教育に投入される資金が少ないということ(6頁)について、説得力をもたせるには、たとえば、欧米諸国とわが国とのGDPに対する高等教育経費の比率を示した方がよいと思う。これらの点も含めて、「中間報告」をどう扱われるか。

- 独法化した場合の身分については、当面、教官、職員とも国家公務員型と考えているわけだが、教官については、その後違った選択肢もあり得るかもしれない。
- 独立行政法人ということであれば、懸念されるのは、私立大学との関連ということである。独法化の先に民営化が待っていると考えるを得ない。その点に関して、国立大学でなければならないという理念を明確にしておくことが絶対に必要である。戦後、右肩上がりのわが国経済の中で、国立大学もその恩恵に浴し、学問の自由とか、大学の自治とかいいながら、かなり考え方が甘くなっていた。現在の国立大学の運営、制度にはいろいろ問題があり大いに反省が必要であると思うし、行革の流れの中では血を流さないとやっていけないが、第1常置委員会で検討された独法化の問題点を考えると、やはり現行制度が維持されるべきであり、それでやっていける見

通しを個人的にはもっている。

- 99国立大学のほぼ半数の大学に教員養成課程が置かれ、さらに、一般学部での中等教育教員の養成も含めて、戦後50年国立大学が初等中等教育の人材養成を担ってきたことは重要な事実であり、このことは報告書においてぜひ配慮いただきたい。
- 厳しい定員削減を受け入れたうえで国立大学として残ることは、理論上選択肢の一つとしてあり得るということは理解するが、現実にはそれは不可能ではないか。私の大学は50年前に旧専門学校等を統合してできたが、学部自治の壁が全学の教学の一体化を未だに阻んでいる。それを打破するには、教育研究の自由、大学の自主性が損なわれないということが前提ではあるが、その設置形態について独法化も視野に入れて根本的に考えていかなければならないと思っている。
- 今回の独法化の問題は新制大学始まって以来の重大な問題である。事態が刻々と動く中で国大協として各大学の意を汲み上げながら文部省と協議していかなければならないので、学長の責任で各大学の意見を簡潔に書いて国大協に提出することを考えていただきたい。
- 「中間報告」には、法人化する場合の単位について、一大学一法人を原則とするということが記されている（7頁）が、もしも、そのように法人化されたとして、たとえばある大学が重大な問題を抱える状況に立ち至ったときに、個々の法人が、主務省と渡り合って太刀打ちできるものか。そういうことを考えると、すべての大学が一つの法人になることのメリットもあると思われるので、果たして一大学一法人を原則とするということによい

のか、疑問に思う。

- 法人の単位については、法人と大学との間での組織上の複雑化を避けるには、原則一大学一法人が現実的ではないかと考えたが、踏み込み過ぎた書き方であったかもしれない。
 - 教学と経営を一体化させるということもあって、一大学一法人が望ましいとしたが、一大学一法人があらゆる点でベストとは思っていない。
 - 20日に学長会議を控えているということを見ると、今の時点で我々がすることは、既に会長が言われたように、通則法のもとにおける独法化は受け入れ難いということを記者会見なり、意見広告で主張することではないか。
 - 独法化しなければ10%あるいはそれ以上の定員削減が避けられないとすれば、私の大学（医科大学）では、選択肢の余地はなく、独法化を受け入れるしかない。
 - 独法化について、政府の側が今後通則法に手を入れてくるのか、個別法で動いてくるのか、あるいは“国立大学法人法”の方向をとるのか、その見通しは今のところまったく分からない。本日種々意見を伺ったので、会長と相談するが、第1常置委員会として引続き検討していく用意がある。
 - 大学に戻って何を議論するのか、本日の会議で何らかの方針が出されるものと考えて臨んだが、今の段階は第1常置委員会の「中間報告」について検討するというところでよろしいのか。
- 概ね以上のような意見交換があったのち、会長から、本日の議論を締め括って次のように述べられた。
- 本日の会議のまとめをしたい。第一に、99大

学の学長が集まり第1常置委員会がまとめた独
法化問題について議論したことは文部省に対し
相当大きな圧力になり、まとめられつつある同
省の考え方の中に反映されるものと確信してい
る。これを、それぞれの大学で検討いただき、
独法化問題に関し各大学での理解の温度差がで
きただけないようにしていただきたい。

それから、新聞報道等の論調は、ここへきて、
通則法をそのまま適用するのは必ずしも適さな
いという方向へ変ってきている。その意味で、
松尾レポート、今回の報告書が直接、間接に流
れを変える方向に働かせたものと思っている。
これが何時又変わるか予断を許さないが、9月

16日の有識者懇談会、20日の学長会議以前に第
1常置員委員会から報告が出て議論いただいた
ことは成功だと思っている。

今回の報告書は、独法化は不可避だという流
れが強く出ていながら、不明な点を多く含み具
体像がみえない中で、大学が先んじて立法府・
行政府に向けて一つの態度表明をしたことにな
ったと思っている。あと、我々の考えを国民に
どう伝えていくかということ、それから、現在
行われている行財政改革に大学としてどのよう
な貢献ができるかということも慎重に考えてい
かざるを得ないと思っている。

以上をもって本日の会議を終了した。

第1常置委員会

日時 平成11年7月23日(金) 10:30~12:00

場所 国立大学協会会議室

出席者 阿部委員長

久保, 北原, 貴志, 赤岩, 町田, 吉村, 松尾, 示村, 田中(成), 中谷, 廣中,
立川, 森満, 田中(弘)各委員

小早川, 伊藤, 板橋各専門委員

(文部省) 佐々木高等教育局長, 杉野大学改革推進室長, 西井学生課課長補佐

阿部委員長主宰のもとに開会。

〔議事〕

1. 専門委員の委嘱について

委員長から、退任された田中、黒川両専門委員の後任として、小早川光郎東京大学教授及び伊藤博之東北大学事務局長を本日付で委嘱したい旨諮られた。

これについて協議の結果、異議なく承認され、委員長から両専門委員が紹介された。

2. 独立行政法人化問題について

初めに、文部省佐々木高等教育局長から、独立行政法人化問題について、概略、次のような説明があった。

独立行政法人通則法（以下単に「通則法」という。）が示されたが、文部省としては、この通則法の基本的なスキームのもとで国立大学を独立行政法人化（以下「独法化」という。）することは不可能であると考えている。ただ、通則法には、独立行政法人の組織、運営及び管理については、個別法に定めるもののほか、この法律の定めるところによるとされていて、個別法で特例が設けられることとなっている。そこを踏まえて、大学に相応しい独立行政法人のあり方について検討する必要があると考えている。

その検討に際しては、いかにすれば大学の教

育研究の進展を図ることができるのかという観点に立って、具体的には、①人事、運営面を含めた大学の自主性・自律性の確保、②組織、運営、管理の面における長期的視点の確保、③評価（第三者評価）の充実、確保、といった観点を踏まえて、独立行政法人制度（以下「独法制度」という。）の中に組み込んでいくか考えていきたい。

ついで、杉野大学改革推進室長から、独立行政法人制度の要点について、配付資料をもとに次のような説明があった。

《制度の趣旨》

事前関与・統制を極力排し、事後チェックへの重点移行を図る。そのため主務大臣の監督、関与その他国の関与を最小限のものとする。

《目的・業務》

各独立行政法人（以下「法人」という。）の目的・業務は、個別法で定める。但し、業務の範囲については、個別法あるいは個別法令に定められる本来業務及びそれに附帯する業務に限定する。

《財産的基礎》

法人は、業務を確実に実施するために必要な資本金、その他の財産的基礎を有しなければならない。具体的には、個別法により、政府は独立行政法人に土地・建物等の現物を含めて出資することができる。また、土地・建物等は場合

によっては国有財産のまま無償使用することができる。

《役員その他の組織》

各法人の組織については、個別法に定めるもののほか、通則法の定めるところによる、となっていて個別法に規定されなければ、通則法の規定が適用される。

通則法には役員の規定しかなく、役員以外の内部組織は、個別法令の業務の範囲で法人の長が決定し、主務大臣に通知する。

各法人に、役員として、法人の長1人及び監事を置く。また、個別法で定めれば、他の役員を置くことができる。そして、法人の長の名称、役員の名称及び定数並びに監事の定数は、個別法で定める。

これが組織に関する基本的な規定である。したがって、仮に国立大学をここにあてはめるとすれば、法人の長を誰にするか、法人の長以外の役員としてどういった役員を置くべきか、学部、研究科といった大学に必須の教育研究組織をどう位置づけるか、さらに、大学の意思決定機関としての評議会、あるいは教授会、運営諮問会議等をどう位置づけるかが検討課題になろう。

《役員・職員の任命等》

法人の長は主務大臣が任命する。また監事も主務大臣が任命する。その他の役員については法人の長が任命する。

このことを国立大学にあてはめた場合、仮に法人の長が学長であると仮定すれば、現在学長の任命については、評議会の議に基づいて定めた学長選考基準により、評議会が選考し、その選考結果に基づき学長が文部大臣に申し出て、その申出に基づいて文部大臣が任命する仕組みになっているが、通則法上は、ストレートに主

務大臣が任命するとなっていて、従来から護られている学長人事における自主性とどう調整するかが検討課題になろう。

役員の解任に関しては、業績が悪化し、その責任が役員にあると認められた場合、その役員を解任することができるという規定になっている。

現在の教特法では、たとえば学長の解任については、評議会の議に基づくということが規定で定められており、その調整が必要になろう。

職員は法人の長が任命する。

《中期目標・中期計画・年度計画》

主務大臣は、3年以上5年以下の期間に法人が達成すべき業務運営に関する目標(中期目標)を定め、これを法人に指示する。主務大臣は、中期目標を定める際、評価委員会(主務省ごとに1に限って置かれ、委員は外部有識者のうちから主務大臣が任命)の意見を聴取するとともに、財務大臣に協議する。

法人は、中期目標に基づき、中期計画を作成し、主務大臣の認可をうける。中期計画には、施設・設備に関する計画、人事に関する計画、その他の計画を含む。また、主務大臣は、中期計画を認可する際、評価委員会の意見を聴き、財務大臣に協議する。

これを国立大学にあてはめた場合、たとえば、中期目標を主務大臣が各大学にいきなり指示することで、果たして大学の教育研究の自主性というものが十分尊重されるのかということが大きな検討課題となろう。

《評価等》

諸々の文部省所管の機関について評価を行う主体は主務省ごとに置かれる評価委員会になる。この評価委員会は毎事業年度及び中期目標期間終了時に独立行政法人の業務の実績を総合

的に評価する。評価委員会は、独立行政法人と、総務省に置かれる審議会（委員は外部有識者のうちから総務大臣が任命）に対して、評価の結果を通知し、必要があれば、業務運営等の改善を勧告できる。

審議会は、評価委員会からうけた評価の結果をうけて、必要があれば、評価委員会に意見を述べることができる。

主務大臣は、中期目標期間の終了時に、法人の業務を継続させる必要性、組織のあり方その他、組織業務全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、業務の継続（民営化、業務の改廃を含む）、業務運営の方法（次の中期目標の設定、次の中期計画の認可等）、組織のあり方、法人の長等の人事等に反映させるよう、所要の措置を講ずる。その際、評価委員会の意見を聴取する。また、審議会は、中期目標終了時に、独立行政法人の主要な事務・事業の改廃に関し、主務大臣に勧告することができる。

評価委員会は、法人の業務の評価、評価に基づく作業のほか、諸々の事務を通則法上、あるいは個別法で定めれば、それに基づいて行う。

これを国立大学にあてはめるとすれば、国立大学の教育研究の特性ということを考えた場合、評価委員会に国立大学の教育研究の全体について評価を一任することで果たしてよいのかということが検討課題と考える。

《会計基準等》

法人の会計は、原則として企業会計原則による。この会計原則をどう適用するかということについては、政府部内に研究会を設置して検討されている。

《利益・損失の処理、借入金》

利益金については、繰越金として計理する。借入金については、中期計画に定めた短期借入

金の限度額の範囲内で借入れることができる。

国立大学にあてはめてみた場合問題と思われるのは、「独立行政法人は、個別法に特段の定めのある場合を除くほか長期借入れができない」とされていることである。現在、国立大学では、特に附属病院については財投から長期の借入金をしているが、国立大学の教育研究の整備を安定的に行っていくには、長期の借入金は当然必要であり、これも検討課題であろう。

《財源措置》

政府は、予算の範囲内において、法人に対して必要な金額を交付することができる。

法人は、一般的には独立採算制を前提とするものではないということが確認されている。

予算措置は主務大臣が予算要求を行う。予算措置は、中期計画に従い、運営費交付金及び施設費等を各年度の予算編成の中で確実に手当し、具体的には、①中期計画の中で予算総額を決める、②中期計画の中で算定のルールや投資計画を定める、のいずれかによって措置する。そして、運営費交付金は「渡り切りの交付金」（使途の特定をしない、遣い残しは翌年度に繰り越せる）として措置する。

《人事管理》

国家公務員型：役員は特別職と位置づけられ、その報酬、退職金については、国家公務員の給与、民間企業の状況、当該法人の業績等を考慮して支給の基準を各独立行政法人が定める。服務については、守秘義務、その他の規制がある。

職員（役員以外の、事務だけでなく教官も含む）の給与については、一般職の給与法は適用されない。役員の報酬と同様に各法人が支給基準を定める。勤務時間等についても一般職の法律は適用されず、一般職の国家公務員の勤務条

件等を考慮して各法人ごとに定める。但し、服務については国家公務員法が適用される。

定員については、いわゆる総定員法等の法定定員制度の対象外となる。但し、常勤職員についてはその数を主務大臣に報告する。

《情報公開》

法人制度の事後チェック、透明性の確保という意味で重要な位置づけが与えられている。通則法上も諸々の公開義務が定められているが、法律上の公表義務にとどまらず、努力義務として積極的に組織運営状況を公表していかなければならない。

以上の説明について、主として次のような質疑応答等があった。

- 地財法で地方公共団体からの国の機関への寄附は禁止されているが、法人については、個別法で規定すればそれが可能になるのか。
- それは、個々の法人ごとに、既存の特殊法人の取扱いとの均衡を勘案しつつ、国の出資の割合、関与の度合、財政資金への依存度、法人の業務内容等を考慮して定めることになっていて、所管の自治省が個々に精査して判断する扱いになる。
- そうすると、一般的なルールはないのか。
- 今の段階では、まだルールまで示されていない。国と並んで特殊法人についても、その所管省たる自治省が判断し、この禁止規定が適用されている法人と、適用されていない法人とがある。独立行政法人についてもそれと同列の扱いになる。
- 国立大学については、国の関与は明白である。この場合どうなるのか。
- 各法人ごとに判断するということなので、仮に法人化を決めるとすればその段階で自治省と協議することになる。文部省は、従来、

地方公共団体からの国立大学への寄附を認めて貰いたいということは繰り返し言っている。地域に果たす大学の役割ということを考えると、国が自ら運営の主体として関わっていくのか、それとも、独立行政法人という組織に対して、自治体からの寄附を認めることがいいのか、その選択ということになるのだと思う。

- 高等教育局長の説明で、仮に独法化するならば1大学1法人一体化することとしたいという表現があったが、それはどういう意味か。
- 仮に独法化する場合、1つの大学を1つの法人とするやり方もあれば、数大学を併せて独立行政法人とすることも考えられる。そのどちらをとるかということが出発点になるのだと思う。文部省としては、数大学を併せる形で独法化する場合、私学の学校法人が数大学を運営しているケースと実質的に変わらなくなってくる。また、それを運営していくには、そのための組織が別途必要になってくるし、さらには、そういう法人本部と各大学との関係において、どれだけ自主性をもち得るかという問題があることも勘案して、現在の国立大学の設置形態により近い形ということを考えてみるとすれば、1大学1法人が望ましいのではないかと、それを前提として議論を進めたい。
- 1大学1法人として、1大学の中身というのは地域の中における大学の統廃合も視野に入れて考えるのか。
- 国立大学という設置形態に比べて、独立行政法人の法が経費面、定員面を含めて将来の教育研究の進展に益するところが大きいという判断のもとに独法化の方針を打ち出すのだとすれば、99大学がそれぞれ独法化すべきだ

ということになるのだろうが、その場合、それでは単に国立を法人に変えただけではないかという批判が出てくると思う。

現在、国立大学については、特別会計の収入は、大よそ6割が国費で、4割が授業料収入、病院収入、受託研究収入等である。これに対し私立大学については収入見合いでは国費の割合は2割程度にすぎない。6割を国費に依存する実態を継続する形で独法化するのであれば、6割と2割の差異、つまり、それだけ国費を投入する理由を明確にしておかなければならない。率直に言って、現段階で99大学がそのまま99の法人になるということはいいいにくい面がある。いずれにしても、独法化するメリットが十分生かされる形での条件を引続き考えていく必要がある。

- 授業料は各法人ごとに決めることになるのか。
- 基本的には各法人で決められることになりうが、ただ、その場合、従来国立大学は学部別授業料はとらないという方針を堅持しており、そういう面も必要な要素として考慮に入れなければならないと思っている。交付金の算定にあたって、自己収入をどの程度勘案するのか、そのルールもまだはっきり分からない。授業料収入が多く入ればその分交付金が減るというのは困る。そのへんがはっきりしてこない、ある程度基準を示すのか、それともまったく各大学の自由とするのかも決まらない。
- 1大学1法人ということになると、個別法は各大学ごとにつくられるのか。
- 独法化した大学を通称するものとして、仮に国立大学法人という名称を使うとすれば、国立大学法人共通の原則規定を盛り込んだ一

つの個別法をつくり、その個別法の別表において個々の大学を書いていくことになる。また、大学の意思決定に関わる組織として評議会、教授会、運営諮問会議はすべての大学に共通のこととして法律に規定することになるであろう。

- 国立大学をすべて法人化とした場合、それを個別法で規定することになるのか。
- 仮に独法化することになれば、国立大学独立行政法人法の名称の法律をつくって、国立大学が独法化する際の名称をどうするか、業務内容をどうするか、組織をどうするかということを規定することになる。その意味で詳細な法律をつくらなければならないと思う。
- 大学共同利用機関については、個別法でどういう扱いになるのか。
- 大学共同利用機関はそれぞれ目的が違う面があり、そこを各機関の共通性を取り出して、一つの法律で規定できるのか、そこは別途検討しなければならない。
- 事前関与・統制を廃し、事後チェックへの重点移行が制度の趣旨ということのようであるが、評価のこととか、財源措置とかの説明を聞いていると、大学の自律性、自主性の確保という点で、趣旨と逆行することにならないか危惧を感じる。
- 独立行政法人制度というものの性格を考えると、事前チェックとして、中期目標の作成や評価委員会の評価ということは外せないと思う。そうすると、そこに大学の自主性とか教育性をどのように入れていくかが問題であると思う。そこは、従来から文部省と大学との関係においてやってきている事柄を個別法の中で特例として、たとえば、中期目標の指示にあたっては、「大学の自主性尊重」規定を

盛り込むこととか、評価委員会の評価については、今回設置準備を進めている大学評価機関（仮称）の評価に基づいて評価を行うことなどを盛り込むことを通じて、大学の教育研究に相応しい仕組みをつくりあげることであり、ろうと思っている。

（文部省退席）

3. 小委員会の設置について

委員長から、独立行政法人化の問題の検討は急を要すると思われるので、専門家を加えて小委員会を設け、そこで集中的に検討したい旨述

べられ、小委員会の設置と、小委員会の委員長を松尾委員（名古屋大学長）とすることについて諮られた。

これについて異議なく、了承され、この旨常務理事会に承認を求めることとした。

なお、小委員会委員候補者の人選については阿部委員長及び松尾小委員会委員長に一任された。

また、この小委員会は、本委員会委員・専門委員が随時出席する拡大小委員会として開催することとした。

以上をもって本日の議事を終了した。

第1 常置委員会

日 時 平成11年7月29日（木） 13：30～16：50

場 所 国立大学協会会議室

出席者 阿部委員長

久保、北原、貴志、町田、吉村、松尾、田中（成）、岸本、中谷、廣中、立川、森満、田中各委員

小早川、伊藤各専門委員

（文部省）合田大学課長、合田大学改革推進室長補佐

阿部委員長主宰のもとに開会。

〔議 事〕

1. 専門委員の委嘱について

委員長から、議事運営上、専門委員として、宮脇 淳北海道大学教授及び奥野信宏名古屋大学教授のお二人を委嘱したい旨諮られた。

これについて協議の結果、異議なく承認された。（本日はお二方とも欠席）

2. 大学審議会答申等を受けた制度改正について

文部省合田大学課長から、今後予定している制度改正について、配付資料に基づき次のよう

に説明があった。

○ 大学設置基準改正関係

(1) 自己評価等に関する事項：現在、努力義務になっている自己点検・評価を義務化し、併せて当該大学の教職員以外の者による検証を努力義務として定める。

(2) 情報の積極的提供に関する事項：さまざまな方法を通じて教育研究活動等の状況について積極的に情報提供する。

(3) 教育研究等の改善のための組織的な取組みに関する事項：教育内容及び教育方法の改善を図るための組織的な研究及び研修（ファカルティ・ディベロップメント）の実施に努める。

- (4) 学生の履修科目登録単位数の上限に関する事項：学生が各年次にわたり適切に授業科目を履修するため、学生が1年間又は1学期に履修科目として登録できる単位数の上限を定めるよう努める。

○ 大学院設置基準改正関係

- (1) 自己評価等に関する事項：大学設置基準と同様の規定を盛り込む。
- (2) 修士課程の標準修業年限に関する事項：現在修業年限2年として制度化されているが、修業年限1年として設けるコース、又2年を超える（たとえば、3年）コースを設けることができるようにする。
- (3) 研究科以外の基本組織に関する事項：学校教育法第66条但書に規定する研究科以外の基本組織の要件として、①教育研究上適当な規模内容を有すること、②教育研究上必要な相当規模の教員組織その他の諸条件を備えること、③教育研究を適切に遂行するためにふさわしい運営の仕組みを有すること、の3点としたい。これは、組織を弾力的に設けることができるようにする趣旨から、その要件については大綱的な規定に止めたいということである。
- (4) 教員組織に関する事項：若干の規定の整理のほか、大学審議会答申の提言を受けて、大学院が一定規模以上の学生を擁する場合は、一定規模を超えるごとに1名の大学院専任教員を置く。
- (5) 高度専門職業人養成に特化した実践的な大学院修士課程（「専門大学院」）に関する事項：従来、特段の規定はなかったが、大学審議会答申も踏まえ、高度専門職業人の養成に特化した実践的な修士課程の研究科又は専攻を置くことができる。専門大学院

には、これと併せて博士課程を置くことができるが、この場合の博士課程は、高度専門職業人養成に特化したものではなく、通常の博士課程である。また、専門大学院には修士課程1年制コースは設けない。

教員組織について、一定数の専任の教員を置き、その相当数は実務の経験を有するものとする。また、教育課程について、高度専門職業人養成に相応しい種々の工夫を行うこと、第三者評価を受けること、そのほか適切な内容を有する形になるよう配慮すること。

修了要件については、修士論文の審査に代えて特定の課題についての研究の成果の審査を課すことを基本とする。

○ 大学通信教育設置基準改正関係

今回の大学審議会答申で関係するところは、自己点検・評価のところだけなので、この点について、大学設置基準、大学院設置基準と同様の規定を盛り込む。

○ 学校教育法施行規則改正関係

- (1) 早期卒業の要件に関する事項：4年制大学では3年以上の在学で卒業を認めることができるという制度改正が行われたが、その早期卒業の認定要件について、これが安易に行われないようにする必要があるとの指摘も踏まえ、①大学が、学修の成果に係る評価の基準等卒業の認定の基準を定めている、②大学が、履修科目として登録できる単位数の上限についての定めを行ったうえで、優秀な成績の者については、その上限を超えて履修科目の登録ができるものとしている、③その学生が優秀な成績をもって修得したと認められる、④本人が卒業を希望している、の4点を規定したい。

○ 国立学校設置法施行規則改正関係

- (1) 運営諮問会議に関する事項：委員の任期は2年，非常勤とする。
- (2) 評議会に関する事項：評議員となる研究科長は，教特法上部局長となっている研究科長とする。その他部局長を評議員とするかどうかは，学長，学部長等基本的構成員で組織される会議の議を経て学長が定める。評議員の任期は2年，非常勤とする。評議会の定足数は，半数以上であって大学が定める割合。評議会の議事は出席者の過半数をもって決することを原則とし，特別多数決もできることとする。
- (3) 教授会に関する事項：定足数及び議決については，評議会と同様定足数は半数以上の出席，議決は，出席者の過半数で決する。全国共同利用施設，学内共同教育研究施設等には，実態に則して教授会として運営委員会その他の会議を置くことができ，複数の会議を置く場合には，教授会の権限を分担することができる。また，当該施設の教授以外の教授その他の教員を加えることができる。
- (4) 運営評議会に関する事項：従来任意に評議会を置いていた単科大学では，運営評議会を置くことができるようにする。委員は文部大臣が任命する。
- (5) 学長補佐体制に関する事項：国立大学・国立短期大学に副学長，事務局長その他の職員による学長補佐体制を整備するよう努めなければならない。
- (6) 教育研究等の情報の公表に関する事項：教育研究に関する情報・運営諮問会議の審議に関する情報などの組織運営に関する情報を種々の方法で周知公表する。

以上について，基本的には，学校教育法の改正法に対応するものについては，その施行の日（平成12年4月1日）から施行し，大学設置基準等については，原則として公布の日からとした。

以上のような説明があったのち，主として次のような質疑応答及び意見交換があった。

- 評議員にどういう人をどの範囲から選任するかは当該大学に属する問題ということだが，文部省としてその選考に関して何らかの指針のような文書を出すのか。
- 文部省としては，現時点で，評議員は各出局何人以内といった統一的な考え方を示すことは考えていない。
- 仮に国立大学が独立行政法人になった場合，省令はそのまま適用されることになるのか。
- 仮に国立大学が独立行政法人になることがあるとすれば，国立大学である独立行政法人に相応しい規定の仕方をすることは理論的にはあり得ると思っている。
- 大学院設置基準の「研究科以外の基本組織」の要件に「適当な規模内容を有すること」とか「諸条件を備えること」となっていて，相当幅があるようであるが，これはある種の努力義務的なものと理解してよいのか。
- そのケースそのケースに応じて判断できる仕組みということで考えたい。ある固い枠をはめて，その枠から出られないといったことが設置基準上できないということとはできるだけないようにしたい。
- 大学設置基準で「大学は，履修科目として登録できる単位数の上限を定めるよう努力する」とあるが，ぎりぎりに設定した場合，留

年すると4年間で卒業できなくなる可能性は十分あり得る。また、成績の評価を厳しくすると、その結果として、留年する学生が増えることになり、そうすると、授業の数も増やし、講義室も増やさないと、実質的に機能しない。条件整備が整わないと動きにくいところがある。

- 大学審議会答申でも、学生が多くの履修科目を登録しておいて安易に単位をとっている今の状況を改めるには、単位制の本趣に立ち返って、15時間の学習には15時間の予習と15時間の復習をやらないと単位がとれないという形を徹底すべきだということが指摘されている。そういうことを踏まえて、財政的手当の問題があるとしても、設置基準上、履修科目登録単位数の上限の設定についての規定を盛り込むこととした。
- 同様の問題が早期卒業の場合に起きる。今の授業システムは学科単位にあって、各学年ごとにカリキュラムが組まれているので、3年で卒業しようとする、相当無理をしないと実際上単位を取っていかれない。学科単位で行う教育のやり方を見直さないと難しいのではないか。
- 高度専門職業人養成に特化した大学院というのは、メディカルスクールを視野に入れた規定か。
- イメージとしては欧米の大学にあるビジネススクールやロースクールを念頭に置いている。
- 高度専門職業人養成に特化した大学院は、プロフェッショナルスクール的なものを想定しているということだが、1年制の修士コースを設けないというのはそういう観点からか。

○ 専門大学院は、国際的に通用するものをつくるのが趣旨であり、ここを修了した人は確かにそれだけの力をつけているというコンセンサスを社会的に確立したい。そのとき、1年制でもよいとしたとき、その趣旨を没却することになりかねない。

○ 専門大学院の修了要件として、「修士論文の審査に代えて特定の課題についての研究の成果の審査を課す」とあるが、「特定」という表現が修士論文の課題を余計狭くしているように感じる。

○ ここでいう「特定の課題についての研究の成果の審査」というのは、具体的に、たとえば、芸術系における卒業制作をもって卒論に代えるということなどがイメージされている。

○ そうであれば、実践に特化しているのだから、むしろ「実践を反映した実績の審査」といった表記の方が適切ではないか。

○ 専門大学院についてだけ第三者評価を受けるものとされていて、それも学外者からというのではなく、「当該専門大学院の専門分野に係る高度専門職業人等による」としたのは理由があるのか。

○ 第三者評価は、多元的評価システムの中で専門大学院だけでなく広がっていくであろうが、専門大学院については国の内外から高い評価が得られるようにしていきたい。それについて、設置基準上細かに数量的な定めをすることで弾力性に欠けることになってはいけないので、設置基準上は縛りを緩やかにしておいて、一方で、いい評価を得るための担保として第三者評価による評価を受けることとしたもの。

○ 米国では、学生が就職の幅を広げることに

なるということからダブルメジャーが盛んである。大学院に入ってすぐ自分の進む方向を決めてしまうのがいいのかどうか問題がある。現実には迷う人が多いと思う。大学審議会がダブルメジャーについての議論はあったか。

- 主専攻、副専攻を並行してとれるようなカリキュラムを組む、あるいは、指導教官を異なった分野の複数の指導体制を敷くなどの提言がある。現に国立大学でこれを行っているところはあるが、米国の大学でのような全然異なる分野間でのダブルメジャーというところまでは至っていない。

- 大学院専任の教官を置く趣旨は何か。どういう効果を期待しているのか。

- 大学院を実質化しようということで課程制大学院の理念をもとにやってきたが、それが十分動いていないところが少なくない。そういうことから、大学院の仕事を本務として自覚をもった教官を1人は置いておきたいというのが、大学審議会の提言の背景にある。

文部省関係者の退室後意見交換を行い、委員長から次のように述べられ、了承された。

今回の省令改正（案）は、大学自身の努力によってできることが多く、内容について特に要望すべきことはないように思われる。

なお、財政上の措置についての配慮を要望するかどうかについては会長と相談し対応を考えたい。

3. 独立行政法人化問題について

初めに委員長から、小委員会の設置について次のように説明・提案があり、了承された。

前回、松尾名古屋大学長を委員長として設置することのご了承を得た小委員会について、そ

の名称は「独立行政法人化問題に関する検討小委員会」、検討課題は「国立大学と独立行政法人化問題について」、設置期間は平成11年7月29日から2年間とし、設置について早急に所要の手続きをとることとする。また、小委員会は、本委員会の委員・専門委員が随時出席し意見を述べる拡大小委員会として開催し、会議は非公開とし、代理出席を認めない。また、小委員会での検討結果は、9月初旬までにまとめることとし、8月20日、25日、9月7日に会議を開催する。

引続き、松尾小委員会委員長から、小委員会の審議の進め方について、配付資料にもとづき説明があった。

ついで、次のような意見交換があった。

- もともと独立行政法人というプランは、効率性とか、アウトソーシングということで、行政改革を行う手法として出てきているものである。国大協として何をなすべきかというとき、守りの姿勢では、行政改革的発想から抜けられないと思う。もっと攻めの姿勢をもって考えていくべきと思う。

- 軸足をどこに置くかが問題である。原理的にはエージェンシー化もあり得るが、国立大学に法人格をもたせることのメリットを最大限引き出す方向で検討してはどうか。

- 法律的には、大学独立行政法人特例法のようなものをつくれないことはないようであるが、可能性としては難しそうだ。

- 中央省庁等改革推進本部の側からすれば、現実の問題は、国立大学を通則法の傘の下に入れるかどうか、入れるためにはどういう内容の個別法をつくるかということであると思う。そういう状況にあるから、傘から外れる場合には、行政レベルを超えた問題になるの

ではないか。

- 独法化の時期が遅くなればなる程、その分余計に定員削減をかぶることになる。いずれ独法化するのであれば、早い機会に踏み切るのも選択肢としてあり得るのではないかという見方もある。それはどう考えるか。
- 国立大学の独法化については、2003年までに結論を得るということになっているが、一方で2001年から定員削減が始まることが決まっている。決断を迫られるのは、今年の秋か冬だと推測する。
- 独法化問題の動向は文部省という行政の枠を超えた政治的次元で左右される。国大協としてそれに対応した動きが必要になるのではないか。
- 仮に独法化するのであれば、1大学1法人という形が現実的ではないか。
- “松尾レポート”では、国立大学のまま残る場合もあるだろうし、独立行政法人へいく場合もあるだろうが、大学の意思・自律的選択が尊重されるべきであるということを強調している。

- 独法化する大学には資金面も含めて十分な準備を与えて独法化させ、片や国立で残りたい大学には国費の投入を抑制するということになる可能性はないか。
- 文部省は、独法化しないで、すべてが国立大学として残ることはあるかもしれないが、仮に独法化に踏み切る場合、一部の大学を国立大学として残すことはしないのではないか。
- 独立行政法人になるときに、どれだけ国立大学と変らない形を残せるかということよりも、国際的にみて高度の研究を行い得る大学の形成ということをポジティブに描いて、そこに到る途を戦略的に敷設するという気構えで考えていただきたい。
- 仮に、独法化の場合にあっても、法人の長は、大学の自治ということから、教官によって学内選考された学長になることでないとする。

以上のような意見交換があつて本日の議事を終了した。

第1 常置委員会

日 時 平成11年9月7日(火) 14:15~17:20

場 所 国立大学協会会議室

出席者 阿部委員長

久保、北原、貴志、赤岩、町田、吉村、松尾、示村、田中(成)、中谷、廣中、立川、森満、田中(弘)各委員

宮脇、小早川、奥野、伊藤、板橋各専門委員

(オブザーバー) 西田篤弘宇宙科学研究所長

阿部委員長主宰のもとに開会。

議事に先立ち委員長から、大学共同利用機関所長会議の西田宇宙科学研究所長のオブザーバー出席について諮られ、了承された。

〔議 事〕

◎ 独立行政法人化問題について

独立行政法人化問題に関する検討小委員会松

尾委員長から、「独立行政法人化問題に関する検討小委員会報告」の取りまとめについて、次のように説明があった。

7月23日開催の本委員会での設置を決め、常務理事会の承認手続きを経て発足した小委員会は、本委員会のすべての委員及び専門委員が審議に参加できる拡大小委員会として8月4日、20日、25日及び本日9月7日の4回開催し、独立行政法人化問題について検討を進めた。

検討を始めるについて、“松尾レポート”を下敷きにして審議項目を整理し直すとともに、新たにいくつかの項目を付加し、これを討議資料とした。そして、各審議項目別に各委員が分担執筆して第一次原案を作成し、これをもとに委員間で書面を交えた意見交換を行い、それを次の拡大小委員会に諮るという手順を踏みながら、より具体的にスキームを提案していく姿勢でやってきた。本日、別紙の通り小委員会として最終的に報告を取りまとめ、提出するものである。

ついで、配付の「小委員会報告」（「第4回拡大小委員会資料」（H.11.9.7））について、逐条的に審議が行われた。

その結果、一部字句等の修正を施すとともに、

巻頭に「検討の経緯」（別紙）を加え、これを第1常置委員会「中間報告」として採択することが了承された。

このあと、政府与党の動向、マスコミ報道・議論、国会議員の問題理解の現況、文部省「今後の国立大学等の在り方に関する懇談会」で承った委員発言、地区学長懇談会での論議その他について発言があり、関連して意見交換が行われた。

以上のような意見交換があったのち、西田宇宙科学研究所長から、大学共同利用機関会議における独法化問題の対応について、国立大学と歩調を合わせるといふ方針のもとに「大学共同利用機関のあり方に関する検討会議」を設け、3つの部会に分かれて①共同利用研究所のあり方、②大学との連携、③大学共同利用機関の目標設定と評価のあり方についてそれぞれ検討を行っている旨説明があった。

最後に委員長から、「中間報告」について、審議結果に基づき所要の修正を施したうえ早急に各大学長宛送付し、各学長が予めこれを読まれるようにしたい旨述べられた。

以上をもって本日の議事を終了した。

第6常置委員会

日時 平成11年8月20日(金) 14:00~15:30

場所 学士会分館(本郷)6号室

出席者 鈴木委員長

田頭, 山田, 宮田, 兵藤, 宮島, 岡田, 岡島, 小澤, 西塚, 江口, 中山, 江田各委員

原, 菅原各専門委員

(文部省) 合田課長, 永山視学官, 赤塚研究機関課課長補佐, 河本第二予算班主査他4名

鈴木委員長主宰のもとに開会。

議事に先立ち委員長から, 本日出席の文部省の合田大学課長, 永山視学官, 赤塚研究機関課課長補佐, 河本第二予算班主査他関係担当者の紹介があったのち, 議事に入った。

〔議事〕

1. 予算関連事項について

委員長から, 急遽, 本委員会を開催することになった経過説明があったのち, 文部省から教官当積算校費等の改善(案)について, 合田大学課長から説明願いたい旨述べられた。

次いで同課長から, 配付資料にもとづき, 現行の教官当積算校費及び学生当積算校費を平成12年度から, この積算方式に若干の修正を加えた形での方式に改善する意向である旨述べられ, その改善内容の主な事項等について, 次のとおり説明があった。

I. 改善後の内容

〔教育研究基盤校費〕

- ・「教育研究基盤校費(教官数積算分)」: 教官の職種別に現行の修士講座・非実験に単価を統一
- ・「教育研究基盤校費(学生数積算分)」: 学生の区分別に現行の文科に単価を統一
- ・「教育研究基盤校費(大学分)」: 平成12年度については「教育研究基盤校費」の総額が旧

単価で積算した場合と同額程度となるよう配慮

II. 期待される効果

- ・教官数純減の場合の減額分の圧縮
- ・教官の定削の際の非実験講座と実験講座の公平性の確保
- ・各大学の自律性の向上
- ・学問分野の進展, 教育研究手法の変化等への柔軟な対応
- ・各大学における競争的環境の創出
- ・教官の流動性・組織編成柔軟化の促進

III. 留意点

- ・今回の措置は必ずしも各大学における配分方法の変更を求めるものではない。
- ・今回の措置はあくまでも積算方法のみを変更するものであり, 各大学への配分額や経費の性格, 使途等に変更をきたすものではない。

以上の説明を受けたのち, 質疑応答が行われ, その主な発言内容は次のとおりである。

- 今回の改善で, 教育研究基盤校費(教官数積算分)及び教育研究基盤校費(学生数積算分)の単価設定が従来の方式より低めに設定されたのは何故か。また, 教育研究基盤校費(大学分)と評価との関係についてもお聞かせ願いたい。
- 当校費の総額を伸ばすことは, 非常に厳しく, 現実の問題として, 高めの単価設定で統

一することは難しい状況にある。また、評価との関係については、将来的なことは別として、現時点では考えていない。

- 教育研究基盤校費（大学分）に関し、旧単価で積算した場合と同額程度となるよう配慮するとの話であったが、これは平成12年度の総額を確定するために旧単価で積算し、それ以降については新方式で積算すると理解してよいのか。
- そのように理解していただきたい。
- 概算要求において、今回の改善方式だと従来に比べ教育研究基盤校費（大学分）の部分に財政当局としても、経費縮減等も含め、関与し易い状況になるのではないか。
- そのような状況にはならないと考えている。
- 今回の改善は、根本的な変更を意味するもので、その意味では独立行政法人化に関連するように見受けられるが、その辺りについてお聞かせ願いたい。
- 今回の改善と独立行政法人化とは、全く関

係のないことである。

- 旅費不足は切実な問題であるが、一つの方策として、旅費への校費振替とか、国内・外国旅費の費目区分の撤廃等といった現行制度の見直しを含めた制度改善を、是非、お願いしたい。
- 国立大学の建物等の老朽化が進んでおり、これに対する施設整備費の増額要求をしているが、難しい状況にある。しかも、年々、同経費の削減もあり、今後もその方向で進んでいくのか。
- まだ最終的には固まっていないが、本年度と同額程度は確保したいと考えている。
以上の質疑応答があったのち、引き続いて、独立行政法人化問題に関する意見交換が行われ、最後に、委員長から、次のように述べられ、了承された。
本日の教官当積算校費等の改善（案）については、来る11月開催の総会に報告することとしたい。
以上をもって本日の議事を終了した。

教員養成特別委員会

日 時 平成11年7月23日（金） 13：30～16：00

場 所 学士会分館（本郷）7号室

出席者 岡本座長

吉原（代理：吉村福島大学教育学部教授）、貴志、矢谷（代理：藤原三重大学副学長）、須藤、仲井各委員
横須賀、浦野、山崎、篠田、八尾坂各専門委員

議事に先立ち、事務局から、木下前委員長が大阪教育大学長を退任（6月9日）され、委員長空席のまま今日に至っている。ついては、本日出席の学長委員の中から座長を選出願いたい旨説明があったのち、協議が行われ、岡本東京学芸大学長が座長を務めることになった。

次いで、座長から、新たに委員に就任された仲井 豊愛知教育大学長及び八尾坂 修奈良教育大学教授（専門委員）、さらに吉原委員の代理として出席された吉村福島大学教育学部教授並びに矢谷委員の代理として出席された藤原三重大学副学長の紹介があったのち、議事に入った。

〔議 事〕

1. 委員長の選出について

座長から、委員長の選出にあたっては「委員の互選による」こととなっているが、学長委員の過半数の出席が必要なところ、本日は議決に要する学長委員の出席が少ないので、定足数に達していない。ついては、この取扱に関し、今回の委員会にお諮りするか、あるいは本日のこの委員会で、委員長候補を推挙いただき、これを改めて書面審議で各学長委員に照会するか、いずれの方法をとるかについてお諮りしたい旨述べられたのち、協議の結果、岡本東京学芸大学長を次期委員長候補者（8月1日付）として推薦することとし、この旨を書面で、改めて各学長委員に諮ること、了承された。

2. 教育職員養成審議会の新たな時代に向けた教員養成の改善方策に関する意見聴取について

座長から、このことについて、教育職員養成審議会より意見の提出方依頼があり、急速、緊急課題としてご審議願うことになった。ついては、お手元にお配りした「養成と採用・研修との連携の円滑化について（論点整理）」を参照いただきながら検討していきたい旨述べられ、次いで当該資料に基づき各項目ごとに朗読があっ

たのち、種々意見交換が行われ、各委員の意見や指摘を踏まえ、原案を作成することとし、その案文作成にあたっては岡本委員（東京学芸大学長）及び横須賀専門委員（宮城教育大学教授）に一任することで承認された。なお、意見提出にあたって会長とも相談のうえ提出することとした。

3. 今後の審議事項について

座長から、昨年の秋以降、「国立大学における教員養成と教育学部の在り方に関する調査」に取り組んで来た。本日、お手元にお配りしたものが、その第一次報告書である。6月の総会において、木下前委員長の代理として報告させていただいたが、その際に、本委員会としては、さらに最終報告書に向けての検討作業を進める予定である旨、申し上げたところである。本委員会の設置期限は本年度をもって終了となるが、本委員会の検討課題にかかわる継続調査状況によっては、委員会の継続設置をお願いしなければならないこともあり得るので、先ずは、第一次報告後における補充の追加調査等を加えた最終報告に向けての具体的な作業をしていく必要があり、そのための作業を専門委員を中心として進めていきたい旨述べられた。

以上をもって本日の議事を終了した。

大学評価に関する特別委員会

日 時 平成11年 8月13日（金） 13：30～16：15

場 所 国立大学協会会議室

出席者 阿部委員長

四ッ柳，金子，鈴木，丸山，有本，立川，内田，田中，天野各委員

伊藤専門委員

（文部省）木谷企画課長，岩本同課大学審議会室長，吉田同課課長補佐

（学位授与機構）井上管理部長

阿部委員長主宰のもとに開会。

〔議 事〕

◎ 大学評価のあり方について

（1）報告事項

委員長から、「大学評価機関（仮称）の創設への協力・支援について」（会長声明）について次のような報告があった。

前回，大学評価機関（仮称）に係る平成12年度概算要求の取組について文部省から説明を聞き，意見交換を行った結果，国立大学の将来にとって相応しい規模と内容をもつ評価機関の創設が望まれること，そのために国大協として積極的な姿勢を示す必要があるということになったので，その後，会長と相談いたし各理事に諮ったうえで別紙のとおり，会長声明として7月26日付をもって「大学評価機関（仮称）の創設への協力・支援について」を各大学長宛送付した。なお，併せて，会長声明を発出することとした経緯を記した委員長の文書を付した。

（2）大学評価機関（仮称）創設準備委員会における

大学評価に関する検討案及び大学評価機関

創設に関する平成12年度概算要求について

木谷企画課長から次のように説明があった。

現在，8月末の平成12年度概算要求に向けて作業を進めている。一方，大学評価機関（仮称）創設準備委員会及び同専門委員会では，大学評

価機関の基本的なあり方について審議いただいている。配付の資料は，8月4日開催の準備委員会での議論を踏まえ論点整理したものである。今後引き続きこれを準備委員会及び専門委員会で検討し，9月初旬を目途に「中間報告」としてまとめ，公表することになっているが，現時点での審議の方向について，資料に則して説明したい。

1 大学評価の必要性

評価が大学審議会答申の副題にある「競争的環境の中で個性が輝く大学」とあるように，大学間の切磋琢磨によってそれぞれの教育研究が発展していく基盤になるということを強調する書き方が必要という意見もあり，評価の必要性について書かれているが，基本的には大学審議会答申に示されたことが核になっている。

2 整備の基本的考え方

① 学位授与機構を改組し，「大学評価・学位授与機構（仮称）」とする。

② 機構は，従来の学位授与機構の業務に加え，ア）大学評価事業，イ）大学評価に関する調査研究事業，ウ）大学評価に関する情報の収集・分析・提供事業を行う。

③ 機構は，大学共同利用機関と同様の位置づけとし，大学関係者その他の学識経験者の参画を得て運営・評価を行う。

3 大学評価事業

(1) 評価の目的

① 教育・研究・社会貢献活動など諸活動についての多面的な評価結果を各大学にフィードバックすることにより、各大学の教育研究活動の改善に役立てる。

② 大学の諸活動の状況や成果を社会に分かりやすく示して、広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していく。

(2) 評価の対象

主たる対象は国立大学とし、公私立大学については希望による。

(3) 評価事業の内容・方法等

評価事業として、①全学テーマ別評価、②分野別教育評価、③分野別研究評価を行うとともに、各国立大学から毎年度の教育研究活動の状況を求め、その調査・分析を行う。

評価の実施方法としては、自己点検・評価報告書等や評価機関が独自に調査・収集する資料・データ等に基づいて、訪問調査あるいは委員会等の審査を行い、評価結果を取りまとめる。

評価結果に対する異議申し立ての機会を設け、また、評価事業の透明性の確保に十分留意する。

〈全学テーマ別評価〉

全学的なテーマとして、大学の理念・特性を活かすための効果的かつ機動的な大学運営や全学的な教育研究の改善の取組み、社会貢献活動、国際化への対応等のテーマを設定し、評価を行う。

〈分野別教育評価〉

分野別教育評価は、原則として、学部、研究科を単位として行い、5年周期を基本とする。

評価の内容は、①教育内容・方法、②教育成果、目標の達成状況、③教育の質の向上、改善のためのシステムなど。授業視察、学生・卒業生などへのインタビューを含む訪問調査を実施する。

〈分野別研究評価〉

分野別研究評価は、原則として、学部、研究科、大学附置研究所等を単位として行い、5年周期を基本とする。

評価の内容は、①国際的な視点を踏まえた研究水準、独創性、当該研究の今後の発展性、他の研究・学問分野への貢献など学問的意義、②社会・経済への貢献、③機関の設置目的・使命や目指す方向に照らした達成状況、など。機関としての評価に止まらず、個別の研究業績や各種データを踏まえ、学科・専攻レベルでの状況を明らかにしていく。

〈国立大学についての毎年度のレビュー〉

教育研究活動の状況を社会に説明していく責任を果たす観点から、毎年度の全体的な状況を分かりやすく示す必要がある。このため、毎年度の教育研究活動の状況を各国立大学で総括し、これを基に機構が調査・分析を行う。

(4) 評価結果の活用

評価結果を各大学にフィードバックし、各大学の教育研究の改善に役立てることが基本だが、そのほかにも、たとえば、学生、企業等が種々の理由から大学等を選択するうえでの判断材料の一部とすることや、資源配分機関等が参考資料の一つとすることができる。

4 調査研究事業

〈調査研究内容〉

調査対象としては、①各大学の実施する自己点検・評価の分析調査、②外国における大学評価の分析調査、③大学基準協会等の行う

大学評価の分析調査など。そのほか、大学評価を効果的に実施するための評価方法の開発に資する研究が必要である。

5 情報収集・分析・提供事業

〈評価情報の収集・分析・提供〉

評価の基礎となるような情報の収集・分析・提供。

〈大学情報データ・バンクの構築を指向した情報収集・分析・提供事業〉

〈評価事業の成果の提供、広報という観点からの情報提供〉

インターネット等のメディアを活用した年次報告等を公表する。

6 組織

従来の学位授与機構の業務に加えて大学評価の業務を併せて実施する機関となる。

〈評価研究部（教官組織）〉は、大学評価事業についての研究・企画・調整、調査研究事業、情報収集・分析・提供事業についての研究開発を担当する。

〈管理部〉は、新たに、大学評価関係の事務及び情報収集・分析・提供に関する事務処理が加わる。

〈評価事業部〉は、評価事業に関する事務を処理する。

〈評議員会・運営委員会〉は、評価事業等の在り方について、機構長への助言や機構長の諮問に応じる。

〈評価のための各種専門委員会等〉は、評価に関する委員会組織を設けて、評価結果を審議するとともに、評価事業や評価の情報収集・分析・提供事業の実施要項等を審議する。

引き続き同課長から、大学評価機関に関する

平成12年度概算要求及び平成12年度以降の大学評価機関の整備についての具体的方針について、配付資料に基づき次の事項について説明があった。

① 組織

最終的には、教官約30人、事務官約130人、計160人を全体規模として目指し、平成12年度概算要求においては、現行の組織規模に加え、教官約20人、事務官約40人、計約60人を要求。

② 組織図

③ 評価研究部の組織編成

教育・研究評価開発部門、評価システム研究開発部門、評価情報研究開発部門の3部門。

④ 機関発足当初の評価事業実施計画案

平成12年度から、全大学を対象とするテーマ別評価、対象分野・大学を絞ったパイロット的な専門分野別の教育評価及び研究評価、平成13年度から、これらに加え国立大学の毎年度レビューを開始し、平成15年度から完成型で実施（テーマ別評価については、3テーマ、全大学、専門分野別評価については、教育評価、研究評価各数分野、各70学部、国立大学の毎年度レビュー）。

概ね以上のような説明があったのち、次のような質疑応答及び意見交換があった。

○ 評価事業の一つとして、「社会貢献活動」は重要と思う。地方国立大学は最近特に、産学間の連携、地域への貢献に力を注いでいるから、この面での評価は大きな柱建ての一つとするよう考えてほしい。

○ 仮に独立行政法人になったら、この評価機関と他の独立行政法人との関係はどうなるのか。行政機関の枠組みとして、独立行政法人を評価する仕組みそれ自体が独立行政法人というあり方がある得るのか。

- 大学評価機関は、あくまでも大学共同利用機関と同様の位置づけとし、大学関係者その他の学識経験者の参画を得て行う機関として構想しており、これが独立行政法人という設置形態に相応しいかどうか、ということにかかる。
- 大学共同利用機関というのは、現実には、特定のテーマについて、少数の研究者が大学とはまったく独立した形で参加していることが多いと思う。ところが、今度の機構は、大学をそっくり対象に評価をするということだから、同じ大学共同利用機関といっても重みが全然違う。その意味で、大学評価機関に対するチェックシステムがないと大学の側に不安が生じるのではないか。
- 共同利用機関の成り立ちからいうと、大学附置研究所は独立したパターンが多く、管理運営の面では、単に独立した機関ということだけでなく、広く私学を含め大学関係者が参画して運営することが仕組みとして求められてきた歴史と経緯がある。そういう中で、評議員会については、大学の学長、その他学識経験者等の参画を得た運営を行っている。それが、たとえば、機構長の人事とか、教員人事として特に教特法の規定に基づいた権限を有するという点で、要は対外的に開かれた形の運営を旨としているという点がある。運営委員会もそれに近い性格がある。法制的にも国立学校設置法上、文部省から自立した機関として位置づけられている。
- 現在、学位授与機構の学位審査については、学位審査会の議を経なければならないということが省令上規定されていて、学位審査会が最終的権限をもつ形をとっている。評価について、それと同様の仕組みをとる必要がある。

評価委員会で審議しなければ決められないということになる。

- 大学審議会答申では、評価が資源配分の際の参考資料の一部として活用されることが考えられると書かれていて、大学評価機関は資源配分の権限まで行う組織としては構想されていない。ところが、我々国立大学関係者の間には、この機関が資源配分に携わるという誤解があるようである。また、この機関は、国立大学を対象とするが希望する公・私立大学も評価をうけることができる、独立の機関であって、文部省直属の評価機関ではない。以上の点を混同してはならない。
- 資源配分を文部省が行うことははっきりしているが、そのとき、大学評価機関による評価を使うことになる。そこは微妙なところがある。
- 大学入試センターが設置されたとき、センターと国大協は強い連携協力関係があり、第2常置委員会を窓口にも両者の意思疎通がよく図られていた。大学評価機関に対して、国立大学が評価の主たる対象になるのだから、国大協として、これにどういう形で関与するのか、どういう組織をもって対応していくのか、受け皿をつくらなければいけないのではないか。
- 大学評価・学位授与機構の組織上、最終的意思決定の権限は法的には機構長にあらうが、評価の問題は重大なので、機構長1人ですべてが決められていくというのではなく、評議員会、運営委員会の意見を十分聞いていただき、それに基づいて方針を決めていただく必要がある。
- 大学評価機関は、あくまでもアカデミック・フリーダム、アカデミック・オートノミ

ーを前提として大学の活性化を図っていくものであって、そういう中で、評価が高くないものは淘汰される可能性があるかもしれないが、淘汰のための評価ということであれば、賛成しかねる。

- 「評価結果に対する異議申し立ての機会を設け、再審議」とあるが、その再審議については、別にそのための仕組みをつくるのか。
- 異議申し立てを具体的にどのような手続で行うかは今後検討していきたい。
- 評価機関それ自体がレビューを受ける仕組みをつくる必要があるのではないか。
- 米国的な評価機関というのは、理事会に相当するものが強力な権限をもっていて、それに対してエグゼクティブが責任を負うという形態がはっきりしているが、日本の場合、その権限が明確でない。大学評価機関は、評価する側と評価される側に利害が分かれるから、その制度をどのように整備していくか、きちんと考えておかなければならないであろう。また、この機構の具体的な例で問題となるのは、評議員が学位授与と大学評価の2つの機能をもっているのだから、評議員に、それに応じた適任者を得られるかということがあ
- る。
- 具体的評価事業の一つとして、フォーマットに基づき大学に毎年度教育研究のレビューを求めるとされているが、毎年度となると、当初はまだよいとしても、段々ルーティン化し形式化するおそれがある。
- 検討案は、評価事業について、教育と研究を細分化し、部分的評価を積み重ねていく形がとられていて、外からは、大学全体の評価はどこにあるのか、見えにくい。それは、大学の評価に対する期待とは相当ずれていると

思う。そこを補うために出てきたのが、一つは国立大学についてのレビューであり、もう一つは、全学テーマ別評価だと思う。全学的評価というのは難しいかもしれないが、やらなければならない。ここでは、全学テーマ別評価のテーマ例が挙げられているが、この中には、全学的評価のテーマとするには疑問なしとしないものもあり、さらに検討する必要があるだろう。また、国立大学への毎年度レビューは何のためにやるのか。毎年データを集めることは、それはそれで意味はあると思うが、本当にきちんとしたレビューをしようというのであれば、毎年というのは難しく、やり方を工夫する必要がある。

- 全学テーマ別評価、あるいは分野別教育評価のところで、大学の理念、特色を生かすための大学運営とか、方法論的なものに関する評価を行うことになっているが、個々の大学がどういう理念で、何を特色として学生を育成していこうとしているのか、そういう本来、大学が目指すものをきちんと評価するということを強調した方がよいと思う。

(3) 「大学評価に関する特別委員会W・G中間報告」(案)について

立川W・G座長から挨拶ののち、金子委員から、これまでの大学評価機関をめぐる活動の経緯を振り返り、問題点を整理した旨述べられ、配付資料「ワーキング・グループ中間報告」(案)について、概ね次のような説明があった。

〈これまでの経過〉

大学評価機関をめぐる動きは3つの段階に分けられよう。

一つは、昨年の春から秋にかけて、本特別委員会の設置、大学評価機関のあり方に関し会長名で文部省へ申入れ、阿部東北大学長を研究代

表者とする科学研究費グループの結成。第二は、昨年暮から今年5月頃まで、ワーキング・グループを中心として大学評価機関の問題点等について議論し「大学評価機関に関する論点整理」をまとめるとともに、全学長宛アンケート調査の実施。第三は、5月末に大学評価機関(仮称)創設準備委員会の発足に伴って議論の中心が創設準備委員会に移行した時期、である。

〈「論点整理」及び「学長アンケート」が果たした役割〉

第一に、「論点整理」は、大学評価をめぐる問題点について議論の枠組みを提供するものとなり、アンケートに各学長の積極的な参加を得たことによって大学間に一定のコンセンサスを形成する効果をもたらしたのではないかと。ただし、アンケートは学長の個人的な意見をたずねたものであり、大学構成員全体での認識を形成するまでには至っていない。

第二に、学長アンケートによって、積極的な意見が集約されたことは、大学評価機関に対する国立大学としての発言に説得力を与えただけでなく、大学評価機関の立ち上げにもプラスに働いたと思われる。

第三は、アンケートに集約された学長の意見は、さまざまなアイデアを提供する役割を果たし、これが文部省がつくる案にある程度反映されたと思われる。

〈大学評価機関創設準備室と創設準備委員会〉

大学評価機関(仮称)は独自の新組織としてではなく、学位授与機構の改組という形で発足することとなったが、それによって、特に、従来の学位授与機構の業務の管理運営と、大学評価機能の管理運営との調整ということが出てくるのではないかと。

5月には、大学評価機関のあり方を検討する

「大学評価機関(仮称)創設準備委員会」と、その下に「専門委員会」が設置され、これまで前者が4回、専門委員会が8回開催されている。今後、大学評価機関の組織形態、評価内容の詳細が検討される中で、国立大学としての態度を明確にし、それを具体的な提案として主張していくことが求められよう。

〈評価機関の理念と組織運営〉

評価機関の基本的役割が、大学の外の視点から大学を評価し、それによって大学の自助的な改革を促して、教育研究の高度化、活性化をもたらすことにあることはいうまでもない。国立大学として望むのは、大学と社会との間に生産的な緊張関係が生み出され、それをバネに大学が自律的な改革を行っていくようなものでなければならない。また、大学評価機関の評価が、大学に対する監視になったり、権力的な評価にならないよう、歯止めをつくっておくことが必要である。

〈テーマ別評価〉

テーマ別評価は、従来にない形態の評価として、学長アンケートでも支持されているが、創設準備委員会の検討案では、そのテーマとして、自己点検評価を活用して自己改革等々、大学改革の目的そのものの評価、あるいは毎年度ごとに選ばれる数テーマに従って評価が行われることになっているが、当初からこうしたテーマを設定するのは困難であり、むしろ、大学が自ら進めている改革に結びつくような、たとえば、一般教養科目について各大学で様々な改善の努力が行われ、改革が試みられているから、そうした努力や成果を評価することから始めることが考えられる。いずれにしても、大学が主体的に参加し、大学改革が個々の大学に有効に利用できるような評価を要求していくべきである。

〈独立行政法人化問題との関連〉

創設準備委員会の検討案は、独法化についてはまったく触れていないが、大学評価をめぐる議論は、どうしても独法化との関連ということを見視野に入れざるを得ない。検討案では、たとえば、5年周期の専門分野別評価や毎年度レビューが構想されているが、仮に国立大学が独法化した場合には、これらがそのまま主務省による評価に役立つというように見られないか。国大協としては、独法化問題の成り行きに関わらず、あくまで、大学評価機関の本来の目的に照らして、大学評価機関のあり方を議論すべきであろう。

〈今後の検討課題—創設準備委員会への対処—〉

大学評価機関の管理運営体制、テーマ別評価におけるテーマの設定と実施方法など検討すべき多くの問題点があるが、国大協としては、今後とも、大学評価機関を、大学の高度化、活性化への自律的な改善への梃子とするという基本的な姿勢に立って主張していくべきであろう。創設準備委員会では今後、評価の組織、内容、形態など個別の論点について具体的な検討が進められようが、国大協としてこれにどう対応するのか、具体的な対案を考えることもするのか、ということが問題である。

〈今後の検討課題—国大協としての取組み—〉 大学の自律的な改革を促すことを目指す方向

での評価機関を実現するためには、国立大学全体としてのコンセンサスを形成することが重要であり、また、各大学における自律的な評価体制を整備し確立していくことが必要である。それには、大学評価機関に対し、国大協が評価を受ける側の意見を反映させていくことが重要であり、本特別委員会のようなアドホックな性格でない恒常的な委員会を早急に設置すべきである。なお、大学評価機関と独法化との関係についての検討も必要である。

以上のような説明について、○テーマ別評価については、テーマをどうするかということよりは、むしろテーマをどういう観点から深めていくかということが大事であり、そういうことを強調した方がよいのではないかと、○何が評価のテーマとして相応しいか国大協の側から具体的テーマを提案していくことが必要と思う、○評価をするということは、国立大学が独立行政法人になるかもしれないが、大学の自己裁量権をいかに確立していくかということが裏になければならないわけで、そこを国大協の取り組みとして書き込んでおくべきではないか、等の意見が出された。

最後に委員長から諮られ、加筆訂正して完成ののち、これをW・G中間報告として各大学長宛送付することが了承された。

以上をもって本日の議事を終了した。

(第9回) 国立大学協会50周年記念行事準備委員会

日時 平成11年7月1日(木) 14:00~15:50

場所 国立大学協会会議室

出席者 佐藤委員長

兵藤、岡本、渡邊、伊藤各委員

中野専門委員

(幹ぎょうせい) 鈴木出版課担当課長、飯田出版部出版第一課主幹、黒沢編集部制作課主幹

佐藤委員長主宰のもとに開会。

議事に先立ち、新しく委員に就任された渡邊隆東京工業大学事務局長の紹介があった後、委員長より「幹ぎょうせい」の出席者の紹介があった。

〔議 事〕

1. 特別寄稿の執筆依頼について

委員長より、次のような報告があった。

既に報告した通り、中嶋・梶井両学長には内諾を得ているが、熊谷信昭(元大阪大学長)、坪井昭三(前山形大学長)、木下繁彌(前大阪教育大学長)先生に“特別寄稿”の原稿執筆を依頼した結果、了承いただいた。なお、今後は委員長名をもって正式に依頼状を送付したい。

2. 年表について

鈴木課長より、概ね次のような説明があった。

前回国大協50周年記念行事準備委員会(以下、準備委員会と略す)の意見を踏まえ修正すると共に、修正した年表に関して、国大協事務局と意見交換を行った。その結果、種々問題点も浮上してきたので、その点をご説明し、ご協議いただき、年表作成に反映させたい。

続いて委員長より、概ね次のように述べられた。

年表が完成しないと「あゆみ」の執筆に入れ

ないので、早急に年表を詰める方向で議論を進めたい。只今説明の通り、国大協事務局と「幹ぎょうせい」との話し合いの結果、以下のような編集や整理方針に関して決定願いたい事柄が浮上してきたとのことであるので、この点も含めてご協議いただきたい。

①学長の表記は例えば東京大学長とすること

②国大協会費の記述は削除すること

③授業料・教官等の待遇改善の要望書は全て記載し、また授業料値上げに対応する「国立学校における授業料その他の費用に関する省令」の要点を一般事項に記載すること

④特別委員会及び小委員会の設置は、その時々の問題を反映するので、極力記載すること

⑤事務連絡会議の開催は、第1回の発足時のみ記載すること

⑥総会の記述方法に関連して、審議・討議・協議・討論等、言葉が不統一なので、内容を勘案し、国大協事務局が整理すること

⑦国大協は報告書の取りまとめに先立ち、各大学へ種々のアンケート調査を実施しているが、アンケート調査の実施は記載せず、報告書の刊行のみを記載すること

⑧外国学長招致事業は全て記載すること

⑨年表は平成11年12月末日迄を掲載すること
以上のような説明があった後、「年表(案)〔昭

和20年～50年迄]」について協議した結果、概ね次のような結論となった。

- (1) 冒頭、委員長より説明のあった件に関しては、提案どおりに処理する。
- (2) かぎ括弧が頻繁に使用され読みにくいので、原則として、法令・通達文書・要望書・報告書は、かぎ括弧を使用する形で整理する。
- (3) 第35回総会で科学技術基本法案を審議しているが、これに対応する科学技術庁の動きが一般事項に記載されていない等の個所が散見されるので、再度見直して、国大協の動きと一般事項の関連をチェックする。
また、『文部省年報』『近代日本総合年表』等は、科学技術関係の記述が弱いので、中野専門委員の下で、「罫ぎょうせい」とは別に、国大協の科学技術関連の動きに対応するものを『科学技術年鑑』『大学資料』等により洗い、関連づけをフォローする。
- (4) 国大協成立以前の年表は「国大協の動き」と「一般事項」を区分せず一本化する。原案は詳細にすぎるので、国大協の成立に関連するような、基本的な事柄に絞って年表を整理する。
- (5) 現在、法令に関しては公布日・施行日を記載する等不統一であるが、施行日が重要な法律もあるので、当面は両方を記載し、最終的にどのように記載するかは準備委員会として判断する。
- (6) 日教組等の組織名の表記は、年表は何処から読むか不明なので、頻度の高いものは、冒頭で一覧表を掲げ、年表は全て略称で統一する。
- (7) 大学運営協議会の記述部分に関しては、国大協事務局が、その活動の概略を整理し

て、次回準備委員会に提案する。

- (8) 総会の記述個所は、体裁上は1字または2字下げて、事項毎に中黒で整理し、読み易くなるよう工夫する。
 - (9) どの委員会（会議）で議論されたのか不明の個所が散見される。何処の委員会等で討議されたのかははっきり分かるよう修正する。
 - (10) 学生運動関係は表記の仕方が難しいが、基本的な考え方としては、自称する名前を前提に整理する形で統一する。また年表の中で「過激派」「乱闘」等の表現を使用しているが、余り過激な言葉を使用しないよう配慮する。
 - (11) 例えば昭和41年当時、国大協は学生の健康管理の問題を審議しており、その成果が否かは分からないが、文部省はその4月に国立学校設置法の施行規則を改正し、4大学に保健管理センターを設置している。その判断は難しいが、国大協の活動と関連したものであれば拾い上げ、年表に記載する。
 - (12) 通常、記念史の年表の場合は参考文献を掲げていない。国大協の年表は棒引きを避け、自らの言葉に咀嚼しつつ整理しているので、参考文献名は掲げない。
- 最後に、委員長より、次のように述べられた。
- 7月末乃至は8月初めを目安に「年表（案）」（平成11年迄）を作成願ひ、その後、国大協事務局との間で検討いただき、修正したものを委員・専門委員各位に事前送付願ひ、ご検討いただいた後、9月に次回準備委員会を開催したい。また、今回は詳細な点に関してまで検討すると時間がかかるので、細かい修正個所に関しては、委員・専門委員各位がチェックしたものを「罫ぎょうせい」に渡し、適切な処理をお願いする

ということで進めたい。

以上の他、国大協50周年記念行事の持ち方に

ついて、意見交換を行った後、本日の議事を終了した。

(第10回) 国立大学協会50周年記念行事準備委員会

日 時 平成11年9月17日(金) 10:00~12:30

場 所 国立大学協会会議室

出席者 佐藤委員長

兵藤、岡本、板橋、渡邉、伊藤各委員

中野専門委員

(幹ぎょうせい) 鈴木出版課担当課長、黒沢編集部制作課主幹

佐藤委員長主宰のもとに開会。

〔議 事〕

1. 記念祝賀会について

伊藤委員より、次のように述べられた後、配付資料「国大協50周年記念行事について(附・如水会館平面図)」に基づき、現行案を一部修正する提案があった。

平成10年秋の総会において国立大学協会50周年式典を平成12年11月15日に挙行することが了承されているが、式典内容に関して改正案を考えたので、ご審議いただきたい。事務局としては、本日ご了承が得られれば、来る11月開催の理事会・総会に提案し、正式に会場を予約したい。

これについて協議の結果、日程は現行案と同じだが、以下の通りに修正することとなった。

- (1) 会長からの提案もあり、記念式典は省略し、祝賀会のみとする。
- (2) 学士会館の場合、会場の関係で学長懇談会と祝賀会は同一の部屋とせざるを得ず、その場合、祝賀会の準備時間が必要で時間的ロスが生じる。それを解決するため、場所を如水会館(学長懇談会は松風の間、記念祝賀会はスターホール)に変更する。

(3) 総会第2日目終了後、昼の休憩時間を多めにとり、学長懇談会を午後2時開始・午後4時半終了、記念祝賀会の開始時間を5時とし、待機時間が長くなるのを避ける。

(4) その他、祝賀会の進行方法(会長挨拶、文部省代表挨拶、公・私立大学代表者挨拶、乾杯、司会等)、ネームカードの作り方等に関して議論があり、これについては、次回準備委員会に事務局で原案を作成し、提出することとなった。

2. 年表について

委員長より、前回準備委員会以降の経過説明があった後、次のように述べられた。

今後、細かい個所の修正は種々出てくると思うが、日程的に大分遅れているので、本日で年表の基本的な事柄は決定いただき、次回より「国大協50年のあゆみ」の審議に入りたい。

続いて、幹ぎょうせいの両名より、概ね次のような説明があった。

先般、事前送付した年表案は、前回準備委員会以降、国大協事務局及び中野専門委員とも個別に打合せを行い、前回の審議を踏まえ、点検・修正・加筆したものを送付した。しかし、未だ解決の出来ない部分が随分あり、本日、以下の

点について審議をお願いしたい。

- (1) 前回準備委員会で、総会の記述方法に関連して、決議・討議・審議等、言葉が不統一なので、内容を勘案し事務局が整理することとなり、修正案をいただいたが、「会報」を参照したところ、事務局の当初案の方が適当な箇所等もあり、そのままとしている。本日、これについて再度ご審議いただきたい。
- (2) 一般事項で「授業料の費用省令の改正」の事実のみを毎年記載しているが、果たして必要か疑問が生じたので、ご審議願いたい。例えば、授業料の変遷を資料編に掲載し、年表から外すという方法も考えられる。
- (3) 事務局の指摘により、国大協の動きの中で、不必要と思われる全大教・日教組との会話は省く形で整理した。

以上の他、委員・専門委員より、次のような問題点の指摘があった。

- (4) 前回準備委員会で、かぎ括弧の使用が頻繁で読みにくいので、原則として、法令・通達文書・要望書・報告書に限り、かぎ括弧を使用する形で整理することとなったが、依然としてかぎ括弧が多すぎる。特に要望書や意見書は記載頻度が多いので、極力、かぎ括弧を外すと共に、「について」を「を」に省略し、また要望書も内容的に統合可能なら整理した形で掲載した方がよいと思う。
 - (5) 現在、定例総会は年2回の開催であるが、3回～4回開催している年もある。これは臨時総会という可能性もあるのではないか。また、国大協事務局長名が一部落ちていると思われるので調べる必要がある。
 - (6) 国大協の動きに対応する科学技術関係等の記事を一般事項欄に加えたが、その他は前回案のままである。今後検討の過程で、不要なものは削除すればよいと考えるが、ただ年表後半部分になると、大学審議会や教養審の答申等が沢山でてくるので、これの取り扱い方は注意を払う必要がある。
 - (7) 国大協年表の記載事項と、各専門領域の問題をどのような基準で記載するかという問題はあるが、教員養成に係わる者の立場より見ると、例えば新課程の問題や教員養成課程の学生5,000人削減計画等は、政策的な問題であるので、年表に記載してもよいと思う。
- これについて協議の結果、次のように取り扱うこととなった他、修正箇所や欠落事項の指摘があった。
- (1) については、決議と論議では根本的に意味が異なるので、厳密に区別する必要があるが、論議と審議の使い分けは、ここでは決めかねる問題であり、また、近い将来、情報公開法の施行もあり、会報は誰でも閲覧可能となるので、その場合、会報に準拠し作成している年表が、元の表記と異なるとなると、その根拠を示さなくてはならなくなるので、原則的には、会報の表記に準ずる。
 - (2) については、例えばスライド制の導入等、制度上の改正は記載する必要がある、との意見も出たが、削除は簡単なので、当面は現状のままとし、ある時点で、委員各位に年表案を一斉に点検願う際に、併せてこの点も検討いただく。
 - (3) については、事務局の指摘の通り、文書依頼に基づかない非公式な単組との会合は削除し、公式な形による各団体代表との会見に限り記載する。

(4) については、前回決定の通り、法令・通達文書・報告書名はかぎ括弧を使用することとするが、要望書や意見書は頻出頻度も多く、また資料編に一覧表として要望書の正式名が掲載され参照できるので、原則的には指摘のように内容が分かりやすく、かつ簡略化した形で整理する。その整理方法等については、中野専門委員と舩ぎょうせいが相談し、事務局の意見も聞き、年表(見本)を作成し、その上で準備委員会としての結論を出す。

(5) については、事務局で調べる。

(6) については、ある段階で、委員の方々に不必要と考える箇所をチェック願い、突き合わせの作業を行う。

(7) については、木下先生に特別寄稿の中で書き込んでいただくようお願いしてあるが、それぞれ専門領域の視点から、追加も含めて、お気づきの点を指摘いただく。

次に、前回準備委員会において事務局に原案提出の依頼があった、大学運営協議会の記述箇所に関して、事務局より配付資料「大学運営協議会(年表案)」に基づき簡単な説明があり、こ

れについては、年表の、大学運営協議会の部分の資料を提出いただいたので、今後どのような形で組み入れるかは年表全体との関連の中で考えていくこととなった。

最後に委員長より、次のように述べられ、了承された。

今回は、「あゆみ」の目次案を検討いただくことになると思うが、年表の検討作業は通史執筆の障害とはならないので、並行して作業を進めたい。例えば年末年始の休みを利用して、その時点迄に出来上がった年表案について、先程の検討課題となった問題を念頭において、点検する作業をお願いできたらと考える。なお、年表に関しては最後まで微調整が必要と思われるので、今後ともお気づきの点は随時指摘いただき、修正をお願いしたい。

また、昨今、国立大学の独立行政法人化問題が急速度で展開している。何時、誰れに依頼するかは、微妙な時機で難しい問題であるが、会長とも相談し、“特別寄稿”をお願いすることもあり得るかと思うので、予め確認しておきたい。

以上をもって本日の議事を終了した。

／ 諸 会 合 ／

平成11年 7月～9月

7月1日（木） 14：00 国立大学協会50周年記念行事準備委員会

23日（金） 10：30 第1常置委員会

13：30 教員養成特別委員会

29日（木） 13：30 第1常置委員会

8月4日（水） 10：30 第1常置委員会拡大小委員会

5日（木） 14：00 第2常置委員会大学入試情報開示に関する検討小委員会

13日（金） 13：30 大学評価に関する特別委員会

20日（金） 10：00 理事会

13：30 第1常置委員会拡大小委員会

14：00 第6常置委員会

25日（水） 13：30 第1常置委員会拡大小委員会

9月7日（火） 13：30 第1常置委員会拡大小委員会

16：00 第1常置委員会

10日（金） 10：30 教員養成特別委員会専門委員会

13：30 第3常置委員会作業委員会

13日（月） 13：30 国立大学協会臨時総会

17日（金） 10：00 国立大学協会50周年記念行事準備委員会

資 料

大学審議会「大学院部会における審議の概要—大学院入学者 選抜の改善について—」に対する国立大学協会の意見

平成11年 7 月 26 日
国立大学協会会長
蓮 實 重 彦

- * 大学院の水準を維持しつつ、関連する諸制度との整合に十分に配慮した上で、入学者選抜の方式を一段と弾力化しようとする基本姿勢に賛成する。
- * p.7(2)(a) 具体的な方法として、各研究科の各研究室レベルまでの詳細な情報を電子化してネットワークに流し（ホームページの開設）志望者と教官が直接対応出来るシステムを整備し、大学院の進学路を広くかつ精密に創ることを考えたい。(b)についてもこのシステムは有効である。
- * p.9～10 医学・歯学の分野についてのみ記述しているが、獣医学の分野についても同様の配慮があって良いのではないかと考える。
- * p.13の5～10行目 大学の入学資格を大学院のアペンデックス的な形でこの報告で論じるのはいささか問題であるように思われる。学部のような問題を検討する機会に他の要件を十分に考えつつ総合的に論ずる方がよいと思う。
- * p.14(d) 此处でもインターネットの活用が、鍵を持っているように思われる。電子情報の活用を書き込むべきではなかろうか。
- * p.15 4～6行目の後半部分は論旨不鮮明のように思われますので、書換が必要かと思われる。
- * p.15④ 言おうとするところは良くわかるし、考え方も賛成であるが、大学審議会が示す表現としては、適切でないように思われる。此处では基本の思想を書くにとどめるべきで、各論は大学院の見識にゆだねるべきことの様に思われる。
- * p.16の最後に：此处で書かれているようなことを、大学院への入学者選抜から始まって、スクーリング、学位論文指導、学位認証等々のすべての面で大学全体として統一行的に行っていくためには、大学院重点化大学では大学院担当の第三の副学長とそのスタッフが必要と思われる。中規模大学でも大学院相当の研究科長（固有の学生を持たず、各学部にいる全大学院生を学部横断的に扱う）が必要であろう（米国のかなりの大学で見られる）と思われる。

教育職員養成審議会「養成と採用・研修との連携の円滑化 について（論点整理）」に対する意見

平成11年 8月 5日
国立大学協会会長
蓮 實 重 彦

貴審議会による「養成と採用・研修との連携の円滑化について（論点整理）」（以下「論点整理」と略記）を拝見し、お求めに応じて意見を申し上げますので、今後のご議論、答申の参考にしていただければ幸いです。

はじめに

少子化の急激な進行により「養成」が深刻な影響を被っているが、その影響が「採用・研修」にも著しく及んでいることは指摘するまでもない。例えば従来、採用試験は「競争試験ではなく、選考によるものとされている」（「論点整理」Ⅰ－２－イ）が、その建て前が通用していたのは試験受験者と採用数のバランスがとれていたからであり、この数年は社会全体の中でみてもむしろ激しい競争試験の部類に入るようになっている。また、新規採用者に既卒者、特に講師等の経験者が大幅に増加することによって、初任者研修が様変わりし、講師等の経験者の方が多数となり、学級担任となっている講師等が研修の谷間に置かれるという逆転現象が生じている。

こうした状況において貴審議会がこの課題を取り上げ、抜本的改善の方向を示そうとすることはぜひとも必要なことと考える。そして「論点整理」において示されている課題及び改善へ向けての基本的方向についても、本委員会として、これから述べるようにいくつかの疑問点、意見はあるとしても基本的に賛成である。

ただ、今後の審議、答申においてまず考慮願いたいことは、こうした状況を生じさせている根本的原因である採用数の減に対する積極的対策をぜひとも打ち出し、提言していただきたいということである。この点は「論点整理」においても、Ⅰ－３－(6)「中・長期的な採用計画の策定」として取り上げられているが、この問題は単に採用の課題にとどまらず、研修はもとより今後の学校教育全般に関わるものであるから、ぜひ独立の項目として扱い、積極策を提言願いたい。

Ⅰ 「採用の改善」について

①今後の教員採用試験に対する「論点整理」の立場は、「学力試験」よりも「多面的な人物評価」への重点移行にあるように受け取られる。この点は現在の採用試験が大学入学試験の再現に近い様相を呈していることをみれば、基本的には首肯できることである。しかし、現在の採用試験が本当の意味での学力を問うものになっているのか、断片的な知識の集積によるみせかけの学力に堕してはしないか、という深刻な反省を抜きにして「人物評価」に移行してしまうようなことがあれば、教員資質にとってマイナスになる危険性がある。臨時採用経験者、社会人経験者について「一般の

学力試験を課さず」(3(1)ウ)ということも一定程度理解できることであるが、心配の種でもある。日本の社会では「人物評価」の方法やそれを主とする選考の方式は、大学入試においても試行錯誤の段階であり、いまだ安定的に成立しているとは思えない。また、現在大学生の学力低下が問題となっているが、教員志望者についても同様の傾向がある。この点については大学側の責任と努力が問われているものと考えるが、こうした状況の中で教員採用において急速に方式の変更が進むことは、教員の資質向上にとってむしろマイナスになる危険もある。現段階では「論点整理」Ⅰ-(2)「学力試験問題の公表」、Ⅰ-(3)「良質な学力試験問題の研究開発」を優先することが肝要と考えられる。

②「論点整理」では採用側が「重視する分野を公表」し、「求める教員像を明確化する」こと(2-ウ)、「大学の新規卒業者、非常勤講師や臨時採用等の実績を有する者、社会人経験を有する者」に応じた「採用選考の方法及び評価基準を設定する」こと(3-1(1)-ア)などの必要性に言及している。このことはたいへん大切なこととして、賛意を表するものであるが、それに併せて採用予定数においても、上記多様な経験に合わせた枠を設定することの可否を検討願いたい。採用数の劇的な増加であれば別として、現状では新規卒業者の教員志望はますます低下し、資質のある者が他業種に吸引されていく傾向がいよいよ進むことになる。新規卒業者を採用するあらかじめ明示された枠が設定されれば、この傾向に一定の歯止めがかかるのではないと思われる。

③上記の論点において、新規卒業者については学部卒と修士課程修了との区別はとられていない。大学における教員養成が現状でも学部から修士課程へと移行しつつあり、今後はさらに進むものと思われる。また貴審議会のこれまでの答申においてもその方向が打ち出されている。しかし、「論点整理」においてはこの点への考慮が不十分と思われる。校種による違いも含めて、採用試験段階での、この問題への一定の方向づけを示してほしい。

④「論点整理」の3-(4)において「条件付採用制度の運用の改善」が取り上げられているが、この文面の限りでは特段の制度的改善の提案とはみられない。しかしあえて項目とされているのはなぜか、よくわからない。試験制度を提唱するならばそれとしてひろく議論すべきことと思われる。また、この文面はどちらかと言うと「排除の論理」が強く出ている。しかし、現在必要なものは「排除のシステム」よりは「支援のシステム」の構築ではないかと考えられるので、この点からの再検討を願いたい。

⑤「論点整理」の3-(5)は「障害者の受験に対する配慮」に言及しているが、内容はなく、おざなりにみえる。今後の教育界は積極的に障害のある者を受け入れ、迎え入れなければならないはずである。その観点からすれば単に「受験」に対する配慮にとどまらず採用の課題として取り上げてほしい。上記②における「多様な人材」にもこの観点が必要となるはずである。

II 「研修の見直し」について

①初任者研修制度が実施されて10年が経過し、それと並行して進められた教員の全般に係わる研修の体系化もほぼ整ってきた現状において、いくつかの矛盾やマンネリ化が表面化していることは多くの人々が感じているところである。その意味で「論点整理」が全面的な再検討の必要性を指摘

したことは時宜にかなっているものと思われる。

②この場合、特に研修がシステム化され、全員にもれなく網がかかれればかかるほど、教員の研究意欲が減退し、自主研修が衰えてきているとみられる現状を踏まえ、自主的研修の活発化に向けて、教員個々のニーズに応じた支援態勢の構築を中心としてほしい。その意味から、従来教育界では初任者研修に力点が置かれ、すべての内容を研修させようとする傾向がみられたが、社会全体として生涯学習社会に移行しようとしている点を踏まえて、初任者研修の内容を見直し、教員生活にゆとりをつくり、継続的な自主研修の態勢がとれる方向を考えるようにしてほしい。その観点からみて「論点整理」のⅡ－２「基本的考え方」は基本的に賛成である。

③さらに教育界において「研修」は“ねばならないもの”“すべてについて”“無味乾燥”というマイナスイメージで受け取られている傾きがある。そのイメージは学生の間においても同様であり、それが優秀で、創造性に富む学生たちを教職から遠ざけるひとつの要因となっている。研修の改善にあたっては、このマイナスイメージを払拭し、教職が楽しく、創造性に富む仕事であることを打ち出すようにしてほしい。もちろんこの点は大学・学部教育においても改善点であることは言うまでもない。

④「論点整理」はⅡの２「基本的な考え方」において研修の見直しについては、「大学院修士課程における再教育の機会を前提」とする方向を明示し、３「各研修の具体的見直し方策」の各所において修士レベルにおける教育や研修に言及している（(1)－エー a, (3)－②－ア, (3)－③－イ）。しかし、現職教員における研修全体の中で修士課程の活用をどのように位置づけようとしているのか、今ひとつ明確にされていない。現職教員が修士課程で学ぶ機会をどうつくるのか、派遣、休業、夜間の各機会毎に、数量的枠、財政措置、支援態勢をあげて具体策を提言してほしい。そうでなければ貴審議会の第２次答申も画餅になる危険性がある。

Ⅲ・「連携方策の充実」について

①大学と教育委員会との連携については従来から指摘されていたが、建て前に止まっていた。この点大学側に反省点が多々あることは言うまでもない。今回の「論点整理」がこの点で基本方向を確認するとともに具体的方策を提言しようとしていることは画期的である。今後の答申においてはこの方針が堅持されるとともに、さらに具体化した方策が提言されることが期待される。

②「論点整理」において「連携」は、基本的に教員養成大学・学部とそれが置かれている都道府県教育委員会との間のこととして構想されている。この点については一定の合理性と現実性があるが、教員養成大学・学部には都道府県の境界を越えて学生が入学しており、その傾向は以前より進行していることを踏まえると、さらに一考の余地があると思われる。さらに教員就職も都道府県の境界を越える傾向が顕著になりつつある。採用枠の減少がそれに拍車をかけている。連携についても都道府県を越えるブロック的な範囲での構想が必要と思われる。

③「論点整理」では連携について教員養成大学・学部と教育委員会との間のことを中心として、一般大学との関係にも言及している（２－ウ）が、具体的方策においては特別な指摘はない。本委

員会が国立大学の一般学部を含む全般の教職課程の充実に向けて努力してきた経緯があり、教員の資質向上の観点から、今後とも一般学部における教員養成の役割を軽視することのないようお願いしたい。

以 上

そ の 他

(平成11年8月2日～平成11年10月1日)

■小委員会の設置

- 第1常置委員会 独立行政法人化問題に関する検討小委員会
課 題：国立大学と独立行政法人化問題について
設置期間：2年間（平成11年7月29日～平成13年7月28日）
委員名簿：委員長 松 尾 稔（名古屋大学長）

■学長等の異動

○ 学長の交代

（大 学）	（新 任）	（前 任）	〔発令日〕
北海道教育大学	村 山 紀 昭	藤 井 英 嘉	平成11年8月27日
金 沢 大 学	林 勇二郎	岡 田 晃	平成11年9月22日
奈良教育大学	大久保 哲 夫	赤 井 達 郎	平成11年10月1日
高 知 大 学	山 本 晋 平	立 川 涼	平成11年9月20日
九州工業大学	宮 里 達 郎	細 川 邦 典	平成11年10月1日

○ 専門委員の交代

（委員会）	（新 任）	（前 任）	〔発令日〕
第7常置委員会	落 合 卓四郎 （東京大学附属図書館長）	六 本 佳 平 （東京大学附属図書館長）	平成11年9月1日

国立大学協会の組織

創 立：昭和25年7月13日
会員大学：99国立大学
目 的：国立大学相互の緊密な連絡と協力を図り、
その振興に寄与することを目的とする。

- 総 会 （春秋2回開催。各国立大学の代表者）
- 理 事 会 （会長・副会長を含む理事21名。各常置委員会委員長）
- 常務理事会 （会長，副会長，各常置委員会委員長）
- 監 事 （2名）
- 常置委員会

- 第1常置委員会（理念，体制・組織，管理運営）
- 第2常置委員会（入学者選抜）
- 第3常置委員会（教養教育，学部専門教育，学生生活）
- 第4常置委員会（教職員の待遇改善）
- 第5常置委員会（学術交流）
- 第6常置委員会（財 政）
- 第7常置委員会（研究，大学院，生涯学習，学術情報）

常置委員会小委員会

- 第1常置委員会独立行政法人化問題に関する検討小委員会
〔設置期間：平成11年7月29日～平成13年7月28日〕
- 第2常置委員会大学入試情報開示に関する検討小委員会
〔設置期間：平成10年6月1日～平成12年5月31日〕
- 第5常置委員会 JUSSEP 小委員会
〔設置期間：平成9年12月15日～平成11年12月14日〕
- 第6常置委員会学生納付金等検討小委員会
〔設置期間：平成10年6月1日～平成12年5月31日〕
- 第7常置委員会情報公開法に関する検討小委員会
〔設置期間：平成10年11月1日～平成12年10月31日〕

○ 特別委員会

医学教育特別委員会

〔設置期間：平成10年4月1日～平成12年3月31日〕

教員養成特別委員会

〔設置期間：平成10年4月1日～平成12年3月31日〕

大学評価に関する特別委員会

〔設置期間：平成10年6月16日～平成12年6月15日〕

○ 国立大学協会50周年記念行事準備委員会

〔設置期間：平成10年8月1日～平成12年12月31日〕

○ 特別会計制度協議会（国立大学協会と文部省との協議会）

編集後記

* 国立大学の独立行政法人化問題が急展開をみせており、当協会でも去る9月13日に急遽、臨時総会を開催し、国立大学と独立行政法人化問題について審議いたしました。その模様は本号に掲載いたしました。

総会の開催記録を調べますと、過去4回臨時総会を開催しており、初めは昭和40年に緊急協議総会として、科学技術基本法（未定稿）についての対応の問題で、昭和44年は大学運営臨時措置法の問題で臨時総会を、また昭和61年と63年は国立大学の受験機会複数化の問題、昭和64年度入試の所謂連続方式と分離分割方式の併存制の問題で臨時総会を開催しています。しかし、今回は国立大学の存続にも係わる設置形態に関する問題であり、各大学はもとより国大協にあっても過去最大の難題に直面しております。

* 平成11年度の大規模第2次補正予算が組まれるため、第6常置委員会では、国立大学の施設設備の老朽化・狭隘化の甚だしい現状に鑑み、急遽、「国立大学の施設の整備・改善について」の要望書等を作成し、施設設備の充実を関係各方面に訴えたところであります。

* 本号の「巻頭エッセー」には、山田小樽商科大学長にお願いして「大学の入口と出口—社会の接点から考える—」をご寄稿いただきました。ご多忙のところご執筆の労を煩わし有難うございました。厚く御礼申し上げます。（伊藤）

会報発行＝年4回（2月・6月・8月・11月）

平成11年11月10日 印刷
平成11年11月16日 発行（非売品）

会 報 第166号

（第49巻第4号 通巻第166号）

編集兼
発行者 伊藤 才一郎

発行所 国立大学協会事務局

郵便番号 113-0033（東京大学構内）

東京都文京区本郷7丁目3番1号

電話 03（3811）4760

03（3813）0647

FAX 03（3818）8656

印刷・製本 文唱堂印刷株式会社